

# 「経営の健全化のための計画」

(金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第5条)

平成 13 年 3 月

株式会社 関西さわやか銀行

当行は、金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律に従い、優先株式および劣後債の引受けの申請を行います。

なお、今後、計画に記載された事項について重大な変更が生じた場合や、生じることが予想される場合は、遅延なく金融庁に報告致します。

### 【経営の健全化のための計画の前提条件】

計画期間中の金利、為替、株価等の設定水準は以下の通りです。

#### （金利）

長短金利は平成 14 年 3 月まで横這い、以降緩やかに上昇するものと想定しております。具体的には、平成 15 年 3 月期、16 年 3 月期、17 年 3 月期に 0.25% ずつ上昇するものと設定しております。（通算 0.75% 上昇）

#### （為替）

今後の見込みについては、申請時点における直近月末レートを基準に横這いとししました。

#### （株価）

今後の見込みについては、申請時点における直近月末の日経平均株価終値を基準に横這いとししました。

	H13 年 2 月末	H12 年度	H13 年度	H14 年度	H15 年度	H16 年度
短期金利 (無担コール 0/N)	0.26%	0.26%	0.26%	0.51%	0.76%	1.01%
長期金利 (10 年国債利回り)	1.30%	1.30%	1.30%	1.55%	1.80%	2.05%
為替 (円/US\$)	116 円	116 円	116 円	116 円	116 円	116 円
株価 (日経平均株価)	12,883 円	12,883 円	12,883 円	12,883 円	12,883 円	12,883 円

## 目次

ページ

<b>1 . 金額・条件等</b>		<b>1</b>
( 1 ) 根拠	1	
( 2 ) 発行金額、発行条件、商品性	4	
( 3 ) 金額の算定根拠及び当該自己資本の活用方針	6	
<b>2 . 経営の合理化のための方策</b>		<b>7</b>
( 1 ) 経営の現状及び見通し	7	
( 2 ) 業務再構築のための方策	10	
イ . 今後の経営戦略		
事業領域	10	
預金業務	10	
貸出業務	12	
( A ) 適正なポートフォリオ運用		
( B ) 既往顧客への融資ビジネス		
( C ) 新しい市場の開拓と新商品の開発		
( D ) 貸出業務の補完としての有価証券運用		
顧客資産運用	18	
組織	19	
ロ . リストラ計画	23	
ハ . 子会社・関連会社の収益動向	24	
ニ . 管理会計の確立とその活用の方策	24	
<b>3 . 責任ある経営体制の確立のための方策</b>		<b>29</b>
( 1 ) 金融機関の社会性・公共性を踏まえた経営理念	29	
( 2 ) 経営の意思決定プロセスと相互牽制体制	31	
( 3 ) 自主的・積極的ディスクロージャー	36	
( 4 ) 経営責任についての考え方	36	
<b>4 . 配当等により利益の流出が行われなないための方策等</b>		<b>37</b>
<b>5 . 資金の貸付けその他信用供与の円滑化のための方策</b>		<b>39</b>

<b>6 . 株式等の発行等に係る株式等及び借入金につき利益をもってする消却、払戻し、償還又は返済に対応することができる財源を確保するための方策</b>	<b>41</b>
( 1 )消却、払戻し、償還又は返済についての考え方	41
( 2 )収益見通し	41
<b>7 . 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策</b>	<b>42</b>
( 1 ) 各種リスク管理体制	42
( 2 ) 資産運用に係る決済権限の状況	44
( 3 ) 資産内容	45
( 4 ) 償却・引当方針	46
( 5 ) 含み損益の状況と今後の処理方針	51
( 6 ) 金融派生商品等取引動向	52
<b>8 . 地域経済における位置づけ</b>	<b>52</b>
( 1 ) 地域の金融市場における融資比率等	52
( 2 ) 地域経済への貢献	53
<b>9 . 「異業種による銀行業参入等新たな形態の銀行業に対する免許審査・監督上の対応（運用上の指針）」への対応について</b>	<b>54</b>
別紙 1 優先株式の発行要項	60
別紙 2 期限付劣後債の発行要項	69
別紙 3 用語解説	77

## 1. 金額・条件等

### (1) 根拠

当行は、大阪府を中心とした関西において、地域密着・顧客密着を基本とした経営を展開し、一方ではリスクに見合ったリターンを迫及することで大手行や競合金融機関とは一味違った存在を目指します。 当行の経営理念は以下の通りです。

中小企業および個人など、リテール分野に特化した経営基盤の構築を目指す。

顧客ニーズに適合した、新しい金融サービスをスピーディに提供する銀行を目指す。

関西で、一番信頼され存在感のある地域金融機関を目指す。

合理的かつ透明度の高い経営の下で、企業価値を高め、株主利益の向上を図る。

また出資母体日本インベストメント・パートナーズL.P.には有力な投資家及び事業会社が参加する予定であり、経営の透明性・法の遵守などについて本邦の金融機関として随一の体制を整える決意であります。また、出資者を含む内外の有力な金融機関・事業会社との提携を進め、迅速に時代および市場が求める金融商品を開発・販売する体制を確立いたします。バブルの傷跡は大きなものでありましたが、その結果、経済社会は、新興企業にはチャンスを与え、自助努力を怠る企業へは市場からの撤退を迫るようになりました。関西さわやか銀行は、この新しい秩序の中で、自助努力を怠らず、信頼回復に努めるとともに、お客様に貢献できる銀行として歩んでまいります。

上記に加え、当行は、以下の通り、「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（以下、早期健全化法）」第七条に規定する申請要件を満たすものと判断したことから、早期健全化法第四条第2項に基づき、優先株式 80 億円および劣後債 40 億円の合計 120 億円について申請致します。

### イ.「健全な自己資本の状況にある旨の区分」に該当すること

当行は、平成 13 年 2 月 5 日、金融庁より銀行業の免許を受け、平成 12 年 10 月 6 日に締結した営業譲渡契約に基づき、平成 13 年 2 月 26 日、株式会社幸福銀行（以下、幸福銀行）から営業の譲受を実施致しました。譲受後の自己資本比率は 6.4%程度であり、早期健全化法第二条第3項に定める「健全な自己資本の状況にある旨の区分」に該当しております。

## ロ．法定要件ならびに基準を充足すること

当行は、以下の通り、早期健全化法第七条に定める各法定要件ならびに基準を充足しております。

### 第1項 第一号

平成12年5月18日にアジア・リカバリーファンド・リミティッドパートナーシップおよび幸福銀行は「営業譲渡に関する基本合意書」を締結しました。これを受け、アジア・リカバリーファンド・リミティッドパートナーシップが、幸福銀行等を譲受けるために組成した特別目的ファンドである日本インベストメント・パートナーズ・リミティッドパートナーシップの全額出資によって、平成12年9月26日に関西さわやか株式会社を設立致しました。そして平成12年10月6日、関西さわやか株式会社と幸福銀行との間におきまして正式に「営業譲渡契約」が締結されました。

幸福銀行は、バブル時代の誤った経営により、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下、金融再生法）」第八条に基づく「管理を命ずる処分」を受けることを余儀なくされましたが、地域密着型の銀行として関西経済において不可欠の地位を占めてきたこともまた事実であります。当行は、幸福銀行の営業とともに、幸福銀行が大阪府を中心とする関西の地域経済において占めてきた不可欠の地位を引き継ぎ、金融機能や地域経済の円滑な運営に対し、重要な役割を果たすことが使命であると考えております。

当行は、財務基盤を強化し、内外市場の一層の信認を得て、安定した資金調達を図り、中小企業および個人に資金を円滑に供給していくためには、さらに自己資本の増強を図る必要があり、当該要件を充足するものと考えております。

### 第1項 第二号

当行は、新しく積極的な経営の展開と幸福銀行から引き継ぐビジネス基盤を軸とした収益計画に基づき、優先株式等の利益消却等を適宜実施していくことが可能であると判断しております。

また当行は、金融再生法に基づき、保有することが適さない資産については、幸福銀行から譲受けしておらず、さらに財務内容の健全化を図ることにより、当該要件を充足するものと考えております。

### **第1項 第三号**

当行は、本計画を着実に履行することにより、金融庁が定めて公表する基準に従った経営の合理化等の各方策を実施してまいります。

### **第1項 第四号**

当行は、上述の通り、早期健全化法第二条第3項に定める「健全な自己資本の状況にある旨の区分」に該当しており、「特に著しい過少資本の状況にある旨の区分」には該当致しません。

### **第1項 第五号**

当行は、安定した金融サービスの提供を維持し、さらに地域経済に貢献していくためには、資本の増強が不可欠であり、当該要件を充足するものと考えております。

## (2) 発行金額、発行条件、商品性

### イ. 発行金額

発行金額につきましては、優先株式 80 億円および劣後債 40 億円発行の総額 120 億円の申請と致します。

### ロ. 発行条件、商品性

発行条件に関しましては、「個別金融機関において、普通株式の配当利回りは、優先株式の配当率以下とすることを原則とする」とした金融再生委員会の考え方を踏まえて申請致します。

#### 《優先株式の概要》

1. 株式の種類	転換型優先株式
2. 発行株式数	40,000株
3. 発行価額	1株につき200,000円
4. 発行総額	8,000,000,000円
5. 非資本組入額	1株につき0円
6. 発行方法	第三者割当(整理回収機構へ直接割り当てる)
7. 払込期日	平成13年3月30日
8. 配当起算日	平成13年3月31日
9. 優先配当金	1株につき2,160円
10. 優先中間配当金	1株につき1,080円
11. 残余財産の分配	1株につき200,000円
12. 買入消却	いつでも優先株式を買入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。但し、監督当局の事前承認を条件とする。
13. 議決権	無議決権株式
14. 新株引受権等	なし

15. 普通株式への転換 (1) 転換請求可能期間 (2) 転換条件 当初転換価額  転換価額修正	平成14年8月1日～平成23年3月30日  平成14年8月1日時点の時価（非公開の場合には1株あたりの純資産額）とする。 但し、76,000円を下限とする。 毎年8月1日にその時点の時価（非公開の場合には1株あたりの純資産額）とする。 但し、76,000円を下限とする。
16. 普通株式への一斉転換条項	平成23年3月31日をもって一斉転換。転換価額は時価（非公開の場合には1株あたりの純資産額）とする。 但し、一斉転換価額は76,000円又は普通株式の額面金額のいずれか高い方を下限とする。

《劣後債の概要》

1. 社債総額	4,000,000,000円
2. 払込日	平成13年3月30日
3. 利率	当初5年 : 6ヶ月Libor+1.87% 6年目以降 : 6ヶ月Libor+2.37%
4. 償還期日	平成23年3月31日（10年）
5. 発行価額	額面100円につき100円
6. 償還価額	額面100円につき100円
7. 期限前償還	平成18年3月31日またはそれ以降の各利払日に全額もしくは一部を期限前償還できる。但し、監督当局の事前承認を条件とする。
8. 買入消却	発行日の翌日以降、買入消却を行うことができる。但し、監督当局の事前承認を条件とする。
9. 利息の支払方法	平成13年9月末日を第1回目の利払日とし、以後、毎年3月と9月の各月末日の年2回後払い
10. 劣後特約	破産宣告または会社更生手続開始の決定、または外国においてこれに準ずる裁判所の判断等がなされた場合、元利金支払請求権の効力は、当該手続において優先する債権すべてが弁済を受けたことを停止条件とする。

### (3) 金額の算定根拠及び当該自己資本の活用方針

#### イ. 金額の算定根拠

平成 12 年 9 月 26 日に関西さわやか株式会社を設立、平成 13 年 2 月 5 日に金融庁より銀行免許を取得し、商号を「株式会社関西さわやか銀行」と変更致しました。また平成 13 年 2 月 23 日に日本インベストメント・パートナーズ・リミテッドパートナーシップにより追加の出資が実施され、資本金総額は 240 億円となりました。

平成 13 年 3 月期につきましては、実質的な営業期間が 1 ヶ月程度であり十分な収益を得ることが出来ませんが、公的資金を除いた自己資本比率は 6% 台を確保できる見込みです。平成 14 年 3 月期以降につきましても、安定的に収益を確保することにより、公的資金を除いた自己資本比率は 6% 台を確保できる見込みです。しかしながら、より一層の内外市場の信認を得て、安定した資金調達を図り、中小企業および個人に資金を円滑に供給し、地域経済に大きく貢献していくためには、国際基準行並みの 8% 以上を確保することが必要不可欠であると考えております。

従いまして、国内基準で 8% を超えることを目途に、優先株式および劣後債による公的資金 120 億円の引受けを申請し、経営基盤の一層の安定化を図ります。この結果、平成 13 年 3 月期の当行の自己資本比率は 9.4% 程度を確保できる見込みです。

#### ロ. 自己資本の活用方針

当行は、大都市部に在する地域金融機関として、特に中小企業向け融資、および個人向けローンに注力し、資金の円滑な供給に努めます。また、お客様の多様なニーズに応じられる質の高い金融サービスをスピーディに提供できる体制を整備、展開するためのインフラ投資資金としても活用致します。

## 2.経営の合理化のための方策

### (1) 経営の現状および見通し

#### イ. 幸福銀行営業の譲受けまでの経緯

平成 11 年 5 月 22 日	幸福銀行は、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第八条に基づく「管理を命ずる処分」を受ける。
平成 12 年 5 月 18 日	アジア・リカバリーファンド・リミテッドパートナーシップおよび幸福銀行は「営業譲渡に関する基本合意書」を締結。
平成 12 年 9 月 26 日	アジア・リカバリーファンド・リミテッドパートナーシップが幸福銀行等を譲り受けるために組成した特別目的ファンドである日本インベストメント・パートナーズ・リミテッドパートナーシップの全額出資によって関西さわやか株式会社を設立。
平成 12 年 10 月 6 日	関西さわやか株式会社および幸福銀行は「営業譲渡契約」を締結。
平成 13 年 2 月 5 日	関西さわやか株式会社は、金融庁の承認を得て、銀行免許を取得。 「株式会社関西さわやか銀行」に商号変更。
平成 13 年 2 月 26 日	幸福銀行の営業の譲受けを実施。

#### 《投資家一覧》

WLR・リカバリー・ファンド・リミテッドパートナーシップ (米国)  
アジア・リカバリー・ファンド・リミテッドパートナーシップ (米国)  
アジア・リカバリー・コーインヴェストメント・パートナーズ・リミテッドパートナーシップ (米国)  
ステイト・オブ・ウィスコンシン・インベストメント・ボード (米国)  
フランクリン・ミューチュアル・アドバイザーズ・リミテッド・ライアビリティ・カンパニー (米国)  
ディックステイン パートナーズ リミテッド・ライアビリティ・カンパニー (米国)  
AIGジャパン・パートナーズ・インク (米国)

#### 《株主(投資家)の支援》

米国の有力な投資家および事業会社のもつ合理的かつ透明性の高い経営のノウハウ、

社外取締役のもつ海外金融機関の先進的な商品・サービス・ノウハウ等を当行経営に活かしてまいります。また法令等の遵守を前提とし、株主と協力して、様々な金融商品開発を行ない、多様化するお客様のニーズにお役に立ちたいと考えております。

## ロ．資産・負債の見通し

幸福銀行から引き継ぐ中小企業を中心とした既存のお客様への融資ビジネスは、幸福銀行の経営破綻後、貸出残高が減少したり、取引が中断している状況が続いておりました。当行は、この状況を踏まえ、早期に取引回復に努め、今後は新しいお客様を含め、積極的に資金供給に努めます。また、当行は新しいチャンネルによるマーケティングとクレジット・スコアリング・モデルによる審査を利用した低コスト・大量処理型の「中小企業向け・クイック・ローン（仮称）」を新たに取組み、新規顧客の開拓を行います。貸出金のうち個人向け取引につきましては、幸福銀行時代から行なっておりました住宅ローン取引を強化し収益基盤の拡大を図ります。なおリスク管理体制を整備することにより個人向けローン取引の取組みを検討してまいります。既存の貸出業務と新しい貸出業務により、平成 13 年 3 月期の残高見通し 5,500 億円台に対し、平成 17 年 3 月期には 5,600 億円台と 100 億円程度の増加を見込んでおります。

有価証券につきましては、市場リスクに留意しつつ、国内債券を中心とした流動性の高い資産により運用する方針です。有価証券運用はあくまで余剰資金の運用という位置付けであり、平成 13 年 3 月期の残高見通し約 1,800 億円に対し、平成 17 年 3 月期には約 1,700 億円へと減少する見通しです。

資金調達につきましては、積極的なディスクローズを行い、顧客の信頼回復と安定的な預金の確保に努めます。

## ハ．収益見通し

平成 13 年 3 月期は、営業譲渡日が平成 13 年 2 月 26 日であり、実質的な営業期間が 1 ヶ月程度となっているため、業務純益（一般貸倒引当金繰入前）は 0.2 億円程度と見込んでおります。

平成 14 年 3 月期以降につきましては、本格的な営業活動が開始され、お客様及び金融市場の信認が回復するとともに、新規事業が立ち上がることにより、収益は拡大していくものと見込んでおります。

業務粗利益のうち資金利益につきましては、既存業務である事業性貸出の回復を図るため、ハブ&スポーク体制を導入して取引が縮小や中断したお客様に対し積極的にアプローチを行なうと同時に、個人ローンの主力商品である住宅ローンにも注力することにより貸出残高を積み上げ、基礎的な収益力を確保します。さらに低コスト・高

効率の「中小企業向け・クイック・ローン(仮称)」に取り組み、貸出スプレッドの改善を図ります。これにより、平成 17 年 3 月期には資金利益 159 億円を見込んでおります。

役務取引等利益につきましては、投資信託の窓口販売等を行なうことにより、平成 17 年 3 月期には役務取引等利益 6 億円を見込んでおります。

経費については、特に物件費の抑制に努め、店舗見直しを検討してまいります。これにより、平成 17 年 3 月期には物件費を 50 億円台後半へ抑制させたいと考えております。営業譲渡の基本合意時に想定していた貸出残高と比較して、承継する貸出残高が減少しているため、当初、経費率は 2%台となる見通しですが、今後の貸出残高の積み上げとコスト削減により第二地方銀行平均レベルまで抑制させるよう努力いたします。一方で情報システムへの関連投資等、今後の収益力、競争力向上のための投資については、中長期的な視野に立ち、その投資効果を十分に検討した上で行っていく方針です。

## (2) 業務再構築のための方策

### イ.今後の経営戦略

#### 事業領域

当行が、営業を譲り受けた幸福銀行は、大阪府を中心とする関西地域に営業基盤を有しておりました。幸福銀行の営業基盤・顧客基盤を分析した結果、地元関西地域における中小企業向け融資、個人向けローンおよび預金を含む顧客資産運用の3つを新銀行の事業領域の中心とする方針です。

#### 預金業務

##### 【預金残高計画】

(単位:億円)

営業譲受時	平成13年 3月期	平成14年 3月期	平成15年 3月期	平成16年 3月期	平成17年 3月期
7,350	7,200	6,950	7,019	6,741	6,704

#### (A) 資金調達の方針

当面の資金調達の方針といたしましては、幸福銀行が経営破綻に至る過程および経営破綻以降に失った取引基盤の回復が最優先の事項であると考えております。

資金調達の大勢を占める預金業務における当行の強みは、幸福銀行時代より培われてきた企業文化とも言える、顧客との親近感を深める肌理細やかな接客姿勢、いわゆる“フェース・トゥー・フェース”の営業にあります。この結果、

- 決済利便性等に依らない定期性預金が全体残高に占める割合が高い
- 全体の8割という個人預金の構成比率の高さ
- 個人預金のうち、シルバー層(60歳以上)預金が5割以上

といった特徴が挙げられます。破綻前の幸福銀行時代でも同様の特徴を有しており、失った取引基盤の回復においても、新銀行の発足を機に、積極的なディスクロージズに努め、得意とする営業を生かすことが有効と考えております。

## (B) 失った取引基盤について

承継する預金においては、定期預金が主たる取引基盤です。その残高推移は破綻前（平成 11 年 3 月）から約 5 割以上減少しておりますが、ここ半年については減少のペースが鈍化しております。個人顧客においては、特に経営破綻直後に取引解消が頻繁に行われたものの、現在は落ち着いた状況にあります。特に個人顧客層については面談による営業が効果的であり、新銀行の発足そのものが取引復活の動機と成り得ると考えております。

## (C) 具体的施策

資金調達に関わる具体的な施策といたしましては 2 つに大別されます。一つは店舗・人員削減による取引基盤の縮小を防止することであり、もう一つは顧客情報を活用した効率的な営業活動によって取引を拡大することです。

### (a) 既存取引基盤の縮小防止

営業譲渡に伴い、幸福銀行時代と比較して、店舗は大阪府内と府外とで以下のような内訳となり、大阪府内に主軸を置いた店舗配置となります。

#### 【大阪府内・府外 店舗数内訳】

	平成 12 年 3 月 (幸福銀行)	平成 13 年 2 月 (関西さわやか銀行)	増減数
大阪府内	68 店舗	54 店舗	14
大阪府外	55 店舗	27 店舗	28
合計	123 店舗	81 店舗	42

店舗閉鎖に伴う預金流出に対しては、電話セールスや訪問活動などメリハリの効いた営業を行なうとともに、主たる地域内では店周を中心とした営業を行なってまいります。

### (b) 顧客情報を活用した効率的な営業活動

平成 11 年 3 月から平成 12 年 9 月までに、口座数で約 80 万、預金残高で約 9,500 億円の取引について縮小しました。当行では、このように取引を縮小されたお客様に対して、存続店舗やテレマーケティング等を駆使し、顧客情報を活用した積極的な営業展開を図ってまいります。当面は、効率的な活動を行うために、対象となるアプローチ先を絞込み、取引回復のための営業を行い、あわせて幸福銀行時代に失った信頼回復に努めます。さらに、従来の預金だけでなく投資信託などの販売を

通じて、取引基盤の維持・拡大を展開してまいります。

### (c) その他

当行の特色である親密度の高い営業を通じて、多様化する顧客ニーズに対応します。また積極的にディスクロージャーを行い信頼回復に努める所存です。

### 貸出業務

幸福銀行から譲受けた法人向け（個人事業向け含む）貸出、個人ローンは、当行の重要な収益ベースとなるものであり、この従来からの顧客層と良好な関係を維持することに最大限の努力を払うことは当然であります。それに加えて、『中小企業向け・クイック・ローン（仮称）』や個人ローンといった今後の成長が見込まれ、かつ、利鞘も確保される新規マーケットに効率的なアプローチをしていきます。有価証券運用については、金利リスク等の市場関連リスクに注意を払いつつ、あくまで安定利息収入獲得や流動性準備手段として格付けの高い国内公社債を中心とした運用を行います。

### (A) 適正なポートフォリオ運用

当行は、幸福銀行が保有していた貸出資産の中から、金融整理管財人等により承継されるのが適当と判断された貸出ポートフォリオからスタートします。

また当行は、幸福銀行から承継する与信に、営業譲受以降、新規の与信を加えたポートフォリオの健全性を維持することを最重要課題の一つと位置付けており、そのための施策として以下の対応を考えております。

#### (a) 大口集中の是正および防止

幸福銀行から承継した貸出関連資産は、極端に特定の債務者に偏ったものではありません。しかしながら、将来に亘って資産の健全性を維持するために、各債務者及び債務者グループ毎に『総与信限度額（仮称）』と『グループ総与信限度額（仮称）』を設定し、特定の債務者や企業グループへの過度の与信集中を防止するシステムを導入します。

『総与信限度額』と『グループ総与信限度額』は、貸出、支払承諾以外にも貸付有価証券取引、外国為替取引、デリバティブ取引、私募債の保有等一つの債務者に対するオンバランス取引とオフバランス取引を一体管理するものとなります。また、

限度額は最低年1回見直しを行い債務者の信用力に応じた与信額を定めるものになります。『総与信限度額』および『グループ総与信限度額』は最終的には後述する『クレジット委員会(仮称)』にて承認されます。

#### **(b) 業種偏向の是正および防止**

幸福銀行の貸出資産は不動産賃貸業、消費者金融業等の特定業種に偏りを見せていました。このように特定業種に与信が集中する場合、景気変化や各種規制の変更等に伴う業界不況から、一度に大量の不振先が発生するリスクを抱えることとなります。当行ではこうしたリスクを回避すべく、業種的な偏りを是正・防止するための『業種別与信限度額(仮称)』の導入を図ります。

#### **(c) 『クレジット委員会(仮称)』の設置**

上に述べた方法で個々の債務者、債務者グループおよび業種に一定の規制をかけることはミクロの視点からの対応であり、銀行全体の貸出資産内容が全体としてどうなっているのか、将来的にどのような構成に持っていきたいのかというマクロ的なアプローチも必要と考えます。将来の方向性は、取締役会や執行役員会等の意思決定機関が定めることとなりますが、リスク管理と業務推進の両方の立場から定期的なモニタリングを行い、与信ポートフォリオの内容が銀行の方針に合ったものかをチェックするとともに必要に応じた是正措置を検討する『クレジット委員会(仮称)』を設置します。

『クレジット委員会(仮称)』は、また、一定の大口先に対する個別与信案件の承認、審査に関する各種規定・体制等の最終的な決定も行います。

#### **(d) 審査部門の独立と牽制機能の確保**

幸福銀行の破綻原因の一つに経営者ファミリー企業への恣意的な貸出が挙げられます。当行では、過去の反省を踏まえ、営業推進と審査を厳密に分離し審査のプロセスから営業上の要請や事業親会社等の主要株主を含む特定者からの情実などの恣意性を排除し、公正な審査が行われる体制を確保します。

## (B) 既往顧客への融資ビジネス

### (a) 効率的な営業体制

当行にとり、幸福銀行時代から貸出取引を有するお客様は、貴重な営業基盤であり、大きな財産と位置付けられるものであります。当行は、クレジット・スコアリングに基づく『中小企業向け・クイック・ローン(仮称)』等の新分野にも進出いたしますが、あくまでも従来型の渉外担当者を通じた営業により積み上げる貸出資産が量的にも与信ポートフォリオの中心を占めるものとなります。そういう意味で、既存融資取引先の重要度は新規分野と比べ何ら劣後するものではありません。それどころか、『中小企業向け・クイック・ローン(仮称)』が立ち上がった後も、既存融資取引先は資金運用収益の大宗を占める重要な収益源となることから、当行としましては優良な既存融資取引先に対して積極的に取引深耕を図っていく方針であります。

そのことを行内外にも明らかにするために、

第一に、本部内に既存融資取引先に対する営業を専門に統括する部を設置し、積極的に営業推進を行う体制を構築します。法人(事業性個人を含む)向け営業を統括する「法人金融本部」に、既存融資取引先及び支店・渉外という既存チャンネルを通じた営業を統括する「法人部」とクレジット・スコアリング・モデルと新チャンネルを用いた『中小企業向け・クイック・ローン(仮称)』を担当する「新規業務部」を別個に設置することで、新規業務中心ではなく、両方の顧客・業務を同様に重視する姿勢を内外に明らかにします。

第二に、営業要員の大半は支店・渉外という伝統的チャンネルを通じたお客様へのサービスを担当することになります。これは、人員的にも新規業務は本部集中、新チャンネルの導入という低コスト・オペレーションとなるためであります。

第三に、「ハブ&スポーク制度」の導入により、「スポーク店」のお客様に対しましても「ハブ店」の法人営業部門が有する高いレベルのサービス・ノウハウを提供できる体制を構築いたします。そうすることで、従来は満たすことが出来なかった顧客ニーズを汲み上げ、解決策を提供し、顧客の満足度を高めていきたいと考えております。

なお、当行といたしましては、破綻後に幸福銀行との取引を解消した優良なお客様との取引再開を積極的に目指します。同時に、新規開拓も積極的に取り組んで行く方針です。

## (b) 具体的施策と今後の見通し(既存事業性貸出)

### ・法人向け貸出事業の営業施策

資金需要が依然低迷している中、法人向け貸出事業においては、大阪府を中心とする関西地区を事業基盤とし、経営破綻前後に失った顧客基盤を回復することを最優先します。特に平成12年度、平成13年度においては集中的に貸出基盤の回復に努めてまいります。

ハブ&スポーク体制の導入により、法人取引を集約化し、金融サービスの向上に努めてまいります。また同時にハブ店に、融資専担者を配置し、新規開拓活動を積極的に推進し、またスポーク店においても貸出情報の発掘に努めるなど、新規貸出に対して積極的に資源を投入してまいります。

### ・法人向け貸出事業の今後の見通し

景気回復の足取りが重い中、関西における資金需要は漸次減少しております。管内(2府4県)の貸出動向につきましても、平成11年度は1.1%減少しており、地銀・第二地銀の業態では破綻行による減少を含め4.8%減少しております。直近1年間(平成11/11末～平成12/11末)では、1.9%減少しており、地銀・第二地銀の業態では3.2%減少しております。当面の間は、このような状況が続くと考えられ、貸出市場は非常に厳しいものであると認識しております。

こうした状況下、当行は、優良な既往の顧客および新規事業先に対して、積極的なアプローチを繰返し続けて行くことで、残高の維持、回復および拡大に努めます。

## (C) 新しい市場の開拓と新商品の開発

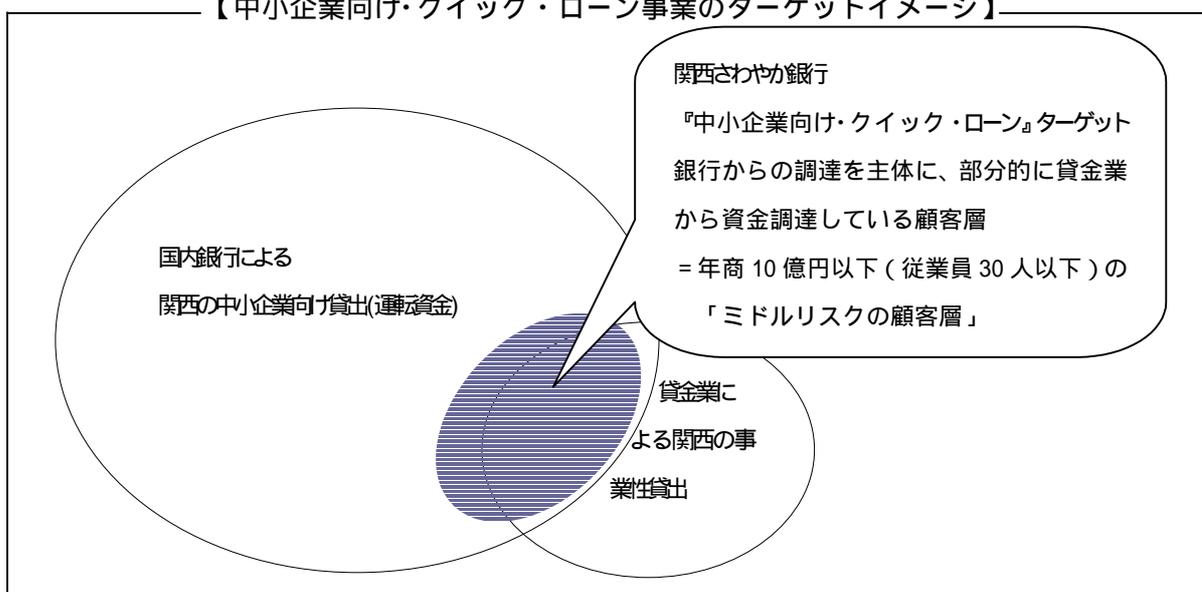
### (a) 『中小企業向け・クイック・ローン(仮称)』への積極的取り組み

当行は、中小企業向け商品の1つとして、簡便な申込手続きかつスピーディな回答を実現する『中小企業向け・クイック・ローン』に取り組んでまいります。

#### 【関西さわやか銀行『中小企業向け・クイック・ローン』の狙いと位置付け】

- 1) リスク・リターンのバランスの取れた商品をスピーディに提供することにより、金利体系上、空白となっている10%前後のエリアで、適正な金利水準で資金調達できていない中小企業の資金ニーズを掘り起こす  
= 新たなビジネスチャンス、収益獲得機会の捕捉
- 2) 当事業のリピーターの中から、成長性や収益力、財務内容の改善が確認された企業を既存事業の取引先として取り込む  
= 新規先獲得の1つの有力ルート
- 3) 当事業の推進を通じ、関西さわやか銀行の伝統的な営業基盤である、中小企業マーケットにおけるリスク・リターンの管理能力向上を図り、当該マーケットへの都銀・他業態の参入に対抗  
= 既存貸出マーケットの防衛
- 4) リスク管理能力の向上に努めてまいります。

#### 【中小企業向け・クイック・ローン事業のターゲットイメージ】



## (b) 個人向けローンへの取組み

### 《住宅ローン》

#### ・住宅ローンの推進施策

商品戦略につきましては、審査期間の迅速化を図り、各顧客層のニーズに適応した利便性を商品に付加します。販売戦略についても分譲業者・仲介業者のルート開拓を行い、また渉外活動による情報収集に努めてまいります。

事務処理体制の構築につきましては、エリア特性を考慮した店舗にローンプラザを設置し、効率的な事務処理を実現してまいります。

#### ・住宅ローンの今後の見通し

住宅ローンの今後の見通しにつきましては、大阪府の住宅着工戸数も近年ほぼ横這いで推移しております。住宅購入の需要は存在しており、当行はリスクを慎重に見極めながら、今後も住宅ローンについて積極的に取組み残高維持・増加に努めてまいります。

### 《その他》

幸福銀行では個人顧客に対し、貸越ローンを販売しておりましたが、新銀行発足を期に、今後、消費者ローン分野において新しいサービスを検討し、お客様の小口借入ニーズに応えてまいります。

## (D) 貸出業務の補完としての有価証券運用

### 《安定利息収入の確保》

当行では、有価証券投資は原則として国内公社債を中心とし、貸出の補完的手段として安定利息収入の獲得手段に限定します。しかしながら、日本経済の底打ち感から金利上昇が見込まれるため、金利リスクが大きい中長期債への投資は銀行全体のALMを考慮しつつ慎重に対応する方針です。株式投資につきましては、政策保有も含め必要最小限にて対応する方針です。

## 《流動性準備手段としての有価証券投資》

短期的な余剰資金の効率的運用及び流動性準備手段としてのT B・F B投資は継続します。また、日銀差し入れ分や内国為替制度の担保に必要な中長期国債への保有も当然ながら必要な範囲で継続します。

## 顧客資産運用

従来の預金商品を扱うだけでは、多様化する顧客ニーズに十分対応できないと考えております。また、今後はペイオフ解禁等による預金離れが発生する可能性もあります。

当行は、幸福銀行の強みであった対面による販売チャンネルを維持することは勿論ですが、今後は、様々なお客様のニーズに応えるような商品メニューを揃え、投信などの多様な金融商品の販売を既往のチャンネルに乗せて積極的に行なってまいります。

また将来的には規制緩和に合わせて、住宅ローンに関連する火災保険など保険商品の販売も行なっていくことも検討してまいります。

## 組織

### (A) フラットな組織

当行では、目まぐるしく変化する金融情勢に即座に対応し、収益機会を確実に捉えるためにも意思決定の迅速化が非常に重要であると考えております。そのためにも、迅速な意思決定が可能で、かつ、責任の所在が明確になるフラットな組織を基本とします。

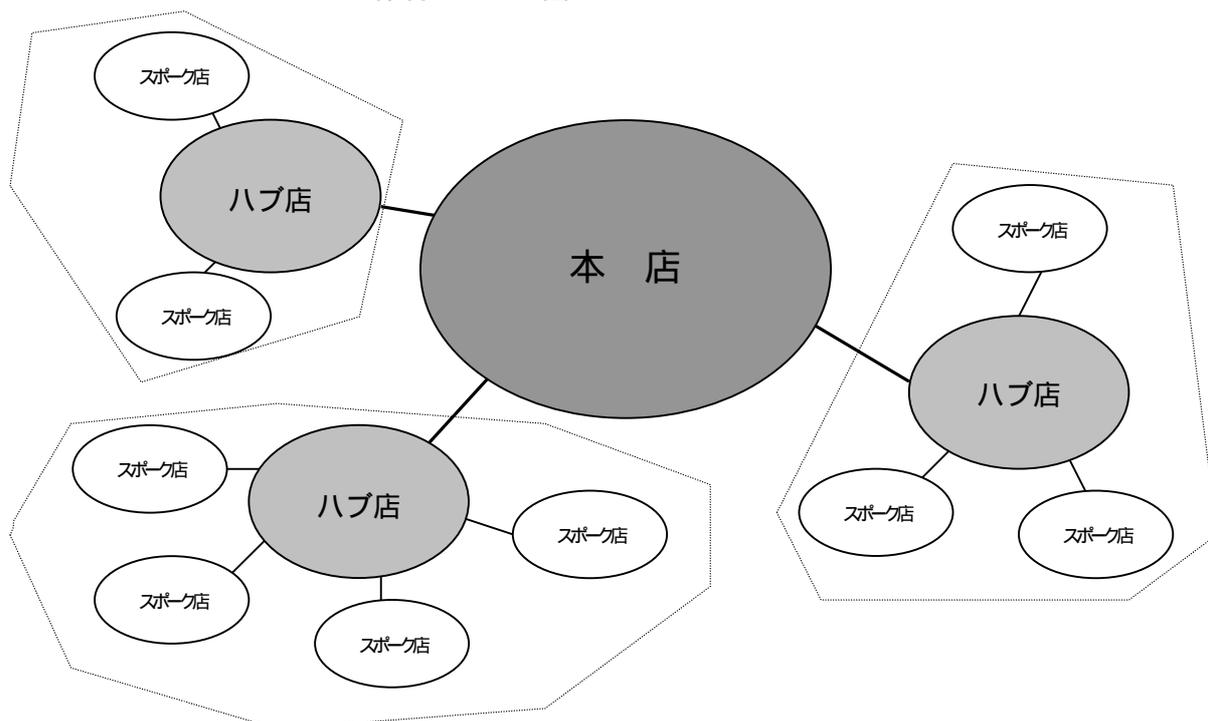
### (B) 店質の明確化

#### 《ハブ&スポーク制度の導入》

店質の明確化の一貫として、とりわけ事務合理化の観点から、各地域ごとに支店グループを形成し、地域母店（ハブ）に末端の店（スポーク）から事務作業を移管します。ハブ店舗はフル・バンキング機能を持った支店であり、一方、スポーク店舗は、個人顧客を中心とした受信取引を主たる業務とする店舗と位置付けております。

ハブ店舗には、貸出業務に精通した人材を配置しスポーク店舗の法人向け貸出業務にも一定の関与を持たせる方向であります。しかしながら、お客様の不便とならないように貸出等の業務移管につきましては、慎重に検討を重ねていく方針です。

《ハブ・アンド・スポーク体制イメージ図》



## **(C) 諸機能の本部集中**

審査機能や事務管理機能につきましても本部への機能集中を行い、作業の効率化を図ります。特に、事務管理機能では、本部に集中できる機能はハブ店舗からも分離し徹底した集中を図ります。ハブ店舗および本部への機能集中の結果として、営業拠点としての支店の位置付けが明確になります。また、支店レベルで考えた場合、営業担当者の数が増え、後方事務担当者が相当数減ることになります。

## **(D) 本部組織**

本部組織についても大幅な見直しを行います。第一の変更点は本部制の導入です。本部業務を機能及び顧客別の観点から見直し、6本部を設けます。各本部長には執行役員が就任し、担当業務について大幅な権限委譲を進めると同時に、責任も負う体制とします。

二番目に本部の営業推進部門を顧客別、市場別の観点から法人金融本部とリテール金融本部に分けております。顧客毎にどの部署が業務運営を決定し、結果の責任を取るのかを明確にしております。

## **(E) 人事政策**

行員の意識改革は、非常に重要であると考えております。まずは、経営理念、経営方針、事業計画を浸透させるための行内教育に注力します。そして、お客様に、高度かつ肌理の細かい『一流のサービス』ができる人材の育成を図ります。

### **(a) 人事システム**

#### **《成果重視の人事考課制度》**

人事考課制度につきましては、従来の年功序列型の賃金制度を廃止して、成果重視の評価制度を導入します。新しい制度は、年齢や勤務年数により処遇が決まるのではなく、「今、銀行に貢献した人に報いる」という考えを反映したものになります。人事考課の基本的概念は、行員に対して業務上の目標設定を行い、目標の達成度合いを評価します。

## 《適材適所の人材配置》

当行では、昇進を含む人材配置につきましても、勤務年数や年齢といった年功序列に依存する制度は構築いたしません。昇進や異動を含む人材配置の基準となるのは、あくまで本人が新しい職務に適しているかどうか、現在の職務において期待通りの成果をあげているかということになります。そうすることで、勤務年数や年齢に関係なく、個々のポジションについて最適者を選ぶことを目指します。

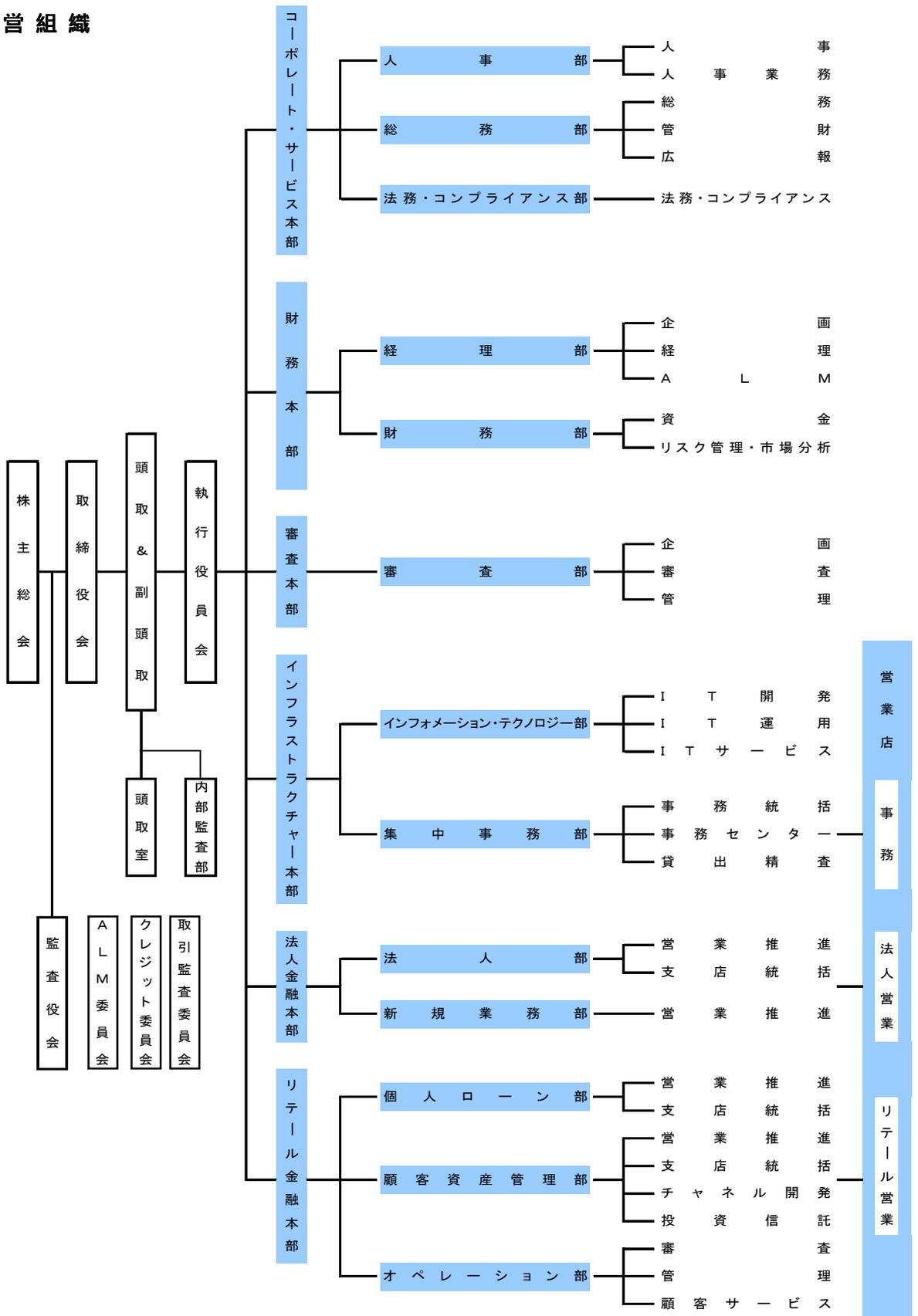
## 《フラットな階層》

当行は、迅速な意思決定をポイントとしており、そのためにも行内の指揮命令系統は簡素なものとしております。具体的には、本部や営業店においては、「部長クラス チーム・リーダー（課長）クラス 担当者クラス」の3段階を基本としております。

## （b）従業員インセンティブ

当行は、人事考課制度を通して、成果を公平に評価し、異動・昇進を実施して、行員の士気の向上を図っていきます。賞与につきましては、銀行の実績、所属部門の実績とともに、行員の個人業績を反映させることとなります。従来の生活給の一部という位置付けから、業績によって支給額が決定される業績給に変更となります。

# 経営組織



## ロ．リストラ計画

当行は営業譲受にあたり、幸福銀行における非効率店舗を廃止するとともに人員を大幅に削減した高度に効率化した組織・人員体制を構築し、開業を迎える予定であります。

しかしながら、現状の厳しい銀行経営環境、更には平成14年に予定されるペイオフ実施を鑑み、より一層の経営効率化が必要であると考え、リストラ計画を検討しております。

具体的には、

- ・店舗統廃合の実施
- ・店舗の特性をさらに明確化し、役割を限定した小型店舗、出張所に転換
- ・店舗体制にハブ&スポーク制度を導入してハブ店舗へ事務集中したり、審査機能や事務管理機能を本部集中し、作業の効率化を図る
- ・適性人員配置の実施や正行員とパート・派遣の入替
- ・取引先出向の推進

に努め、総人員削減を目指します。

(リストラ計画実施前)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
店舗数 (店)	81	81	81	81
正行員 (名)	1,021	1,021	1,021	1,021
人件費・物件費計 (億円)	148	148	144	142
人件費 (億円)	73	73	73	73
物件費 (億円)	74	74	70	68



(リストラ計画実施後)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
店舗数 (店)	81	81	69	69
正行員 (名)	987	996	771	771
人件費・物件費計 (億円)	139	137	119	110
人件費 (億円)	67	66	58	52
物件費 (億円)	72	70	61	58

(増減)

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
店舗数 (店)	-	-	12	12
正行員 (名)	34	25	250	250
人件費・物件費計 (億円)	9	10	24	31
人件費 (億円)	6	7	14	21
物件費 (億円)	2	3	9	10

## 八．子会社・関連会社の収益動向

現在、対象となる子会社・関連会社はありません。

## 二．管理会計の確立とその活用の方策

当行は、現在、総額法により営業店別収益管理を行っておりますが、当面はこの方法を継続し、収益意識とコスト意識の向上に努めてまいります。

今後は、部門別収益管理および個社別収益管理が行なえるようトランスファープライシングの早期導入を検討してまいります。また間接費用の配賦方法などについても今後検討し、管理会計の質の向上と生産性の向上を目指します。

( 図表 1-1 ) 収益動向及び計画

	12/3 月期 実績	12/9 月期 実績	13/3 月期 見込み	14/3 月期 計画	15/3 月期 計画	16/3 月期 計画	17/3 月期 計画
--	---------------	---------------	----------------	---------------	---------------	---------------	---------------

(規模)&lt;資産、負債は平残、資本勘定は末残&gt;

( 億円 )

総資産	13,511	8,175	8,466	8,303	8,137	7,972	7,778
貸出金	14,668	12,508	5,546	5,600	5,693	5,702	5,660
有価証券	1,037	279	1,041	1,918	2,015	1,876	1,746
繰延税金資産(末残)	-	-	49	53	72	79	80
総負債	15,473	12,398	8,146	7,975	7,802	7,629	7,415
預金・N C D	13,010	10,726	7,275	7,075	6,984	6,880	6,722
繰延税金負債(末残)	-	19	-	-	-	-	-
資本勘定計	4,259	4,821	320	336	334	352	375
資本金	130	130	320	320	320	320	320
資本準備金	-	-	-	-	-	-	-
利益準備金	-	-	-	0.0	0.0	0.1	0.2
剰余金	4,389	4,978	0	16	14	32	54

(収益)

( 億円 )

業務純益	547	8	55	19	26	41	49
資金運用収益	408	137	17	200	217	228	239
資金調達費用	72	25	3	37	50	65	80
国債等債券関係損( )益	31	0	-	-	-	-	-
経費	281	120	14	146	145	127	118
人件費	153	69	6	67	66	58	52
物件費	117	46	7	72	70	61	58
一般貸倒引当金繰入額	459	-	55	0	0	1	1
不良債権処理損失額	2,605	519	89	18	4	8	9
株式等関係損( )益	45	1	-	-	-	-	-
株式等償却	9	1	-	-	-	-	-
経常利益	2,047	531	0	16	20	33	39
特別利益	11	11	-	-	-	-	-
特別損失	120	68	-	0	0	3	-
法人税、住民税及び事業税	0	0	49	15	18	20	18
法人税等調整額	-	-	49	8	9	7	1
税引後当期純利益	2,157	588	0	9	11	17	23

(配当)

( 億円、円、%)

配当可能利益	-	-	0	9	14	32	54
配当金	-	-	0.0	0.8	0.8	0.8	0.8
一株当たり配当金(普通株)	-	-	-	-	-	-	-
配当率(普通株)	-	-	-	-	-	-	-
配当率(優先株)	-	-	0.0	1.08	1.08	1.08	1.08
配当性向	-	-	1.59	9.55	7.35	4.96	3.75

(経営指標)

(%)

資金運用利回(A)	2.58	2.14	2.73	2.52	2.78	2.98	3.20
貸出金利回(B)	2.55	2.14	3.22	3.20	3.39	3.59	3.80
有価証券利回	3.12	2.32	1.06	1.06	1.17	1.25	1.36
資金調達原価(C)	2.37	2.42	2.61	2.59	2.79	2.79	2.93
預金利回(含むN C D)(D)	0.45	0.40	0.48	0.52	0.71	0.94	1.17
経費率(E)	2.16	2.24	2.14	2.08	2.08	1.85	1.76
人件費率	1.18	1.28	0.92	0.95	0.95	0.86	0.78
物件費率	0.90	0.86	1.11	1.02	1.02	0.89	0.87
総資金利鞘(A)-(C)	0.21	0.28	0.12	0.07	0.01	0.19	0.27
預貸金利鞘(B)-(D)-(E)	0.07	0.50	0.61	0.60	0.61	0.80	0.87
非金利収入比率	9.19	0.47	1.47	1.83	2.43	2.81	3.74
ROE(業務純益/資本勘定)	-	-	0.05	2.69	3.52	4.95	6.14
ROA(業務純益/総資産)	-	-	0.00	0.11	0.14	0.22	0.30

(注)12/3、12/9 月期実績は幸福銀行の計数。13/3 月期見込み以降は関西さわやか銀行の計画値を記載しております。

( 図表 1-2 ) 収益動向 ( 連結ベース )

	12/3 月期 実績	12/9 月期 実績	13/3 月期 見込み
--	---------------	---------------	----------------

( 規模 ) < 末残 >

( 億円 )

総資産			
貸出金			
有価証券			
繰延税金資産			
総負債			
預金・NCD			
繰延税金負債			
資本勘定計			
資本金			
資本準備金			
連結剰余金			

( 収益 )

( 億円 )

経常収益			
資金運用収益			
役務取引等収益			
経常費用			
資金調達費用			
役務取引等費用			
営業経費			
その他経常費用			
貸出金償却			
貸倒引当金繰入額			
一般貸倒引当金繰入額			
個別貸倒引当金繰入額			
経常利益			
特別利益			
特別損失			
税金等調整前当期純利益			
法人税、住民税及び事業税			
法人税等調整額			
少数株主利益			
当期純利益			

注 ) 現在、対象となる子会社、関連会社はございません。

(図表 2)自己資本比率の推移……国内基準採用

(億円)

	12/3 月期 実績	12/9 月期 実績	13/3 月期 見込み	14/3 月期 計画	15/3 月期 計画	16/3 月期 計画	17/3 月期 計画
資本勘定	4,259	4,847	320	329	339	356	378
税効果相当額	-	-	-	-	-	-	-
その他(注 2・3)	2	2	-	-	5	4	3
Tier 計	4,261	4,850	320	329	334	352	375
負債性資本調達手段等	-	-	-	-	-	-	-
有価証券含み益	-	-	-	5	-	-	-
土地再評価益	-	-	-	-	-	-	-
貸倒引当金	-	-	25	26	26	26	26
その他	-	-	-	-	-	-	-
Upper Tier 計	-	-	25	31	26	26	26
負債性資本調達手段等	-	-	40	40	40	40	40
その他	-	-	-	-	-	-	-
Lower Tier 計	-	-	40	40	40	40	40
Tier 計	-	-	65	71	66	66	66
Tier	-	-	-	-	-	-	-
自己資本合計	4,261	4,850	385	400	400	418	441

(億円)

リスクアセット	6,592	5,101	4,092	4,183	4,265	4,227	4,240
オンバランス項目	6,391	4,929	4,092	4,183	4,265	4,227	4,240
オフバランス項目	201	172	-	-	-	-	-
その他(注 4)	-	-	-	-	-	-	-

(%)

単体自己資本比率	64.64	95.08	9.42	9.58	9.40	9.90	10.42
連結自己資本比率	64.65	-	-	-	-	-	-

上場株式の評価方法	低価法	時価法	時価法	時価法	時価法	時価法	時価法
-----------	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

(注 1) 12/3、12/9 月期実績は幸福銀行の計数。13/3 月期見込み以降は関西さわやか銀行の計画値を記載しております。

(注 2) 12/3、12/9 その他は、控除項目「他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額」。

(注 3) 15/3 以降その他は、「有価証券評価差損」。

(注 4) マーケット・リスク相当額を 8% で除して得た額。

(注 5) 平成 13 年 3 月期以降、優先株式 80 億円、劣後債 40 億円の合計 120 億円の調達を前提としています。

(図表3) リストラ計画

	幸福銀行		関西さわやか銀行				
	12/3 末 実績	12/9 月末 半期実績	13/3 月末 見込み	14/3 月末 計画	15/3 月末 計画	16/3 月末 計画	17/3 月末 計画
(役員数)							
役員数 (人)	6	6	11	11	11	11	11
常勤 (人)	4	4	4	4	4	4	4
非常勤 (人)	2	2	7	7	7	7	7
取締役 常勤 (人)	3	3	3	3	3	3	3
取締役 非常勤 (人)	0	0	5	5	5	5	5
監査役 常勤 (人)	1	1	1	1	1	1	1
監査役 非常勤 (人)	2	2	2	2	2	2	2
執行役員数 (人)	-	-	9	9	9	9	9
うち取締役兼務 (人)	-	-	3	3	3	3	3
従業員数(注1)	1,911	1,770	1,021	987	996	771	771

(注)嘱託、パート、派遣社員は除いております。

## (国内店舗数)

国内本支店(注1) (店)	122	122	81	81	81	69	69
海外支店 (店)	0	0	0	0	0	0	0
(参考)海外現地法人 (店)	0	0	0	0	0	0	0

(注)出張所、代理店を除いております。

	幸福銀行		関西さわやか銀行				
	12/3 期 実績	12/9 月期 半期実績	13/3 月期 見込み	14/3 月期 計画	15/3 月期 計画	16/3 月期 計画	17/3 月期 計画

## (人件費)

人件費 (百万円)	15,380	6,764	607	6,709	6,656	5,886	5,236
うち給与・報酬 (百万円)	13,314	5,680	496	5,494	5,424	4,724	4,165
平均給与月額 (千円)	402	407	347	347	346	346	345

## (役員報酬・賞与・退職慰労金)

役員報酬・賞与・退職慰労金(百万円)	95	12	14	115	115	115	115
うち役員報酬(注1) (百万円)	-	-	14	115	115	115	115
役員賞与(注2) (百万円)	-	-	-	-	-	-	-
役員退職慰労金(注3)(百万円)	-	-	-	-	-	-	-

(注1) 使用人兼務の場合使用人部分を含んでおります。

(注2) 役員賞与につきましては、利益処分としての性格から、本計画上は見込んでおりませんが、収益動向等の経営成績および将来の見通しを慎重に検討の上、支給を再開することもあり得ると考えております。

(注3) 今回就任した役員は就任後間も無いことから、本計画期間中の役員退職慰労金は見込んでおりません。

## (物件費)

物件費 (百万円)	11,779	4,853	730	7,213	7,090	6,109	5,853
うち機械化関連費用 (百万円)	-	-	134	1,491	1,591	1,299	1,334
除く機械化関連費用 (百万円)	-	-	596	5,722	5,499	4,810	4,519

(注)リース等を含む実質ベースで記載しております。

### 3. 責任ある経営体制の確立のための方策

#### (1) 金融機関の社会性・公共性を踏まえた経営理念

##### イ. 基本的な考え方

当行では、金融機関に求められる社会性と公共性を踏まえ、以下の考え方に基づき、株主、経営陣、従業員、預金・貸出金等の顧客といった様々な利害関係者との関係構築を図ってまいります。

##### 地域社会への貢献

中小企業および個人など、地域のお客様とのふれあいを大切にし、質の高い金融サービスを提供すると共に、地域金融システムの安定に寄与してまいります。

##### 健全かつ透明度の高い経営の確保

反社会的な行為や倫理に悖る行為を排除するのは勿論のこと、金融機関に求められる高い倫理観に基づいた経営を行ってまいります。同時に、銀行が提供する付加価値に対して適切な収益を確保しつつ経営基盤の安定を図り、株主の利益に繋がる経営を確保してまいります。

また自主的・積極的なディスクロージャーを行うと共に、経営の意思決定プロセスにおいて客観性を伴った相互牽制機能を確立し、経営の透明性を確保してまいります。

##### 働きがいのある職場の創造

従業員に最善の行動を促し、企業が効率的に運営されることを目指して、適材・適所に人材を配し、銀行の倫理基準・目標・戦略・管理環境に従業員への報酬を適合させ、活気があり働きがいのある職場を創造してまいります。

##### ロ. コンプライアンス体制

銀行業の持つ公共性・社会性を踏まえ、『企業倫理憲章(仮称)』、役職員の行動規範を定めるとともに、『コンプライアンス・オフィサー(法令遵守責任者)』を中心に行

内管理体制を整備していきます。欧米のコンプライアンスの倫理を標準化して、グローバル・スタンダードの高い視点から、日本国内の法制度に合わせた新しい概念を導入して、より厳格で有用性の高いものを施行管理します。

### **「法務・コンプライアンス部」の設置**

『法務・コンプライアンス部』を設置し、当部にてコンプライアンス業務に関わる企画・立案を行い、具体的なリーガルチェック等も行っていきます。また、当部による教育研修・諸連絡を通じ行員に対してコンプライアンスの周知徹底を図ってまいります。

### **「コンプライアンス・オフィサー」の設置**

日常業務に関わるコンプライアンスの推進については、各本部に『コンプライアンス・オフィサー』を設置し、本部毎のコンプライアンス推進を図ると共に、部毎にも責任者を置いて各部のコンプライアンスを推進してまいります。これらのコンプライアンスの推進状況は『法務・コンプライアンス部』に報告され、必要に応じて『法務・コンプライアンス部』が指導・勧告を行ってまいります。

### **「内部監査部」による監査体制**

「内部監査部・与信監査チーム」で融資案件に関わるコンプライアンス監査を、「内部監査部・検査チーム」でそれ以外の業務に関わるコンプライアンス監査を行います。

## (2) 経営の意思決定プロセスと相互牽制体制

### イ. 基本的考え方

当行は、

- ・ 経営方針決定プロセスの透明性確保
  - ・ 取締役会の意思決定・監督強化
  - ・ 監査役機能の強化
  - ・ 情報開示の推進
- を柱として コーポレートガバナンスの強化を図ります。

### 経営の意思決定プロセス

#### 《取締役会》

企業経営や金融問題について経験豊富な非常勤取締役を5名を招聘して、経営の意思決定方針プロセスの透明性を確保し、日常業務執行の監督機能の強化を図ります。一方、業務の実態を経営方針に反映させるために常勤取締役を3名とします。常勤取締役の人数はピークの20名から3名に削減しました。

#### 《執行役員会》

経営方針の決定と業務執行を分離し、権限と責任を明確にするため 執行役員会を設置します。執行役員には銀行業界などで各分野に精通したエキスパートを就任させ日常業務の指揮から問題解決、決裁まで担当します。将来は行員の登用も検討します。

### 相互牽制体制

#### 《監査役・監査役会》

上場会社監査役経験者を招聘し、法令等の定めに基づいた業務監査・会計監査を行います。

#### 《取引監査委員会》

事業親会社など出身でない取締役と監査役により構成される取引監査委員会を設置し、事業親会社などグループとの間の取引を事前に監査し牽制機能の確保を図ります。

【主な役割と担当部署】

	役割	担当部署	担当業務
1	頭取	全般	経営全般に関する業務執行・統括
2	副頭取	全般	経営全般に関する業務執行・統括 頭取の補佐
3	コーポレート・ サービス本部長	人事部 総務部 法務・ コンプライアンス部	人事、総務、 法務・コンプライアンス
4	財務本部長	経理部 財務部	I R、経理、A L M、予算統制 資金、(市場)リスク管理
5	審査本部長	審査部	与信ポリシー、審査、管理・回収
6	インフラストラク チャー本部長	I T部 集中事務部	I T開発及び運用 事務管理、事務センター、貸出精査
7	法人金融本部長	法人部 新規業務部	法人営業全般 新規法人業務
8	リテール 金融本部長	個人ローン部 顧客資産管理部 オペレーション部	個人向けローン全般 預金・投資商品 A T M等ネットワーク他
9	内部監査部長	内部監査部	検査・与信監査



	参加者構成	事務局	開催頻度	討議の目的
賞罰委員会	委員長 コーポレート・サービス本部長 副委員長 人事部長 委員 内部監査部長 " 法務・コンプライアンス部長 " 集中事務部長 " 法人部長 " 顧客資産管理部長 " 審査部長	人事部 人事チーム	適宜 開催	行員の表彰、懲戒に関する審議
同和推進委員会	委員長 コーポレート・サービス本部長 副委員長 人事部長 委員 各部室長	人事部 人事業務 チーム	年2回	同和問題に対する正しい理解と認識の向上
障害者雇用促進委員会	委員長 コーポレート・サービス本部長 副委員長 人事部長 委員 各部室長	人事部 人事チーム	年2回	障害者の雇用環境に対する正しい理解と認識の向上及びその雇用促進
衛生委員会	委員長 人事部長 副委員長 人事部員 2名 委員 人事部長指名の若干名	人事部 人事業務 チーム	年2回	衛生管理を適切に行う為の審議、研究

**【取締役・監査役一覧】**

	氏 名	備考
代表取締役	高橋 修一	
取締役	等 健次	
取締役	孫 裕顯	
取締役	曾根 準	非常勤
取締役	Wilbur L.Ross, Jr.	非常勤
取締役	David H.Storper	非常勤
取締役	Michael A.Wagner	非常勤
取締役	小関 誠	非常勤
監査役	中島 清毅	
監査役	朝原 丈雄	非常勤
監査役	Stephen J.Toy	非常勤

**【執行役員名一覧】**

氏 名	担当業務	
高橋 修一	頭取（全体統括）	取締役
等 健次	副頭取（全体統括）	取締役
等 健次（兼務）	コーポレート・サービス本部長	取締役
等 健次（兼務）	財務本部長	取締役
服部壽恵廣	審査本部長代行	
石橋 弘一	インフラストラクチャー本部長	
永広 建志	法人金融本部長	
孫 裕顯	リテール金融本部長	取締役

### **(3) 自主的・積極的ディスクロージャー**

当行では、内部管理体制を充実させるだけでなく、経営内容を広く開示し、市場を通じた、顧客や投資家等による監視（市場規律による監視）を受けることにより、業務の健全性と適切性を確保してまいります。

上記観点から、新銀行では、顧客や投資家等に当行の経営状況を正確にご理解いただくため、法令に基づく情報開示だけでなく、自主的・積極的なディスクロージャーに努めます。

#### **イ．法令に基づく情報開示**

- ・商法特例法に基づく計算書類等（年1回）
- ・銀行法第21条の規定等に基づくディスクロージャー誌（年1回）
- ・金融再生法第7条の規定に基づく資産査定結果（年2回）

#### **ロ．自主的・積極的な情報開示**

- ・事業報告書（年2回）
- ・英文アニュアル・レポート（検討中）
- ・インターネットを通じたディスクロージャー（検討中）
- ・IRミーティング（検討中）

### **(4) 経営責任についての考え方**

地域金融機関の社会性・公共性を踏まえ、忠実に社会的役割を果たしてまいります。当行は、経営の意思決定プロセスと相互牽制体制の構築により責任の明確化を図ります。また高い倫理のもと、規定・基準等の厳格な運用に努めてまいります。

## 4. 配当等により利益の流出が行われないための方策等

### (1) 基本的考え方

当行は、利益による内部留保の蓄積に努め、今回申請します優先株式の消却財源を確保します。また、さらに自己資本の充実を図り、格付けの向上に努め、将来の積極的な経営展開に備えてまいります。

### (2) 発行済株式の資本組入額の減少、株式の併合、消却等を行わない場合、その理由

当行は、平成13年2月に増資を実施し240億円の資本金となりましたが、今後も一段と資本増強を図る必要があると認識しております。

### (3) 配当、役員報酬・賞与についての考え方

当行の実質的な出資者は長期的な観点から出資しており、早期に経営基盤を確立し、ゆくゆくは株式公開を果たすことを目的としております。したがって普通株式に対する配当は当面考慮しておりませんが、将来的には、収益の状況の安定性や株主への適正な利益還元等を慎重に検討の上、配当の可否を判断してまいります。

#### < 配当について >

普通株式の配当については、以下の通りとします。

当行は、以下の条件を満たす場合に限り、必要に応じて修正された経営健全化計画を提出し、審査を求めることができるものとします。

条件1 強制転換までに十分な消却財源が確保され、かつ普通株式の配当を行っても将来の消却財源の確保に支障が生じないと認められる合理的な経営健全化計画であること。

条件2 普通株式の配当利回りについては、優先株式の配当利回りを上限とすること。この場合、当行の普通株式の配当利回りは、新規株式公開前は、平成13年2月6日付け株主割当増資決議にもとづき、日本インベストメント・パートナーズ・リミテッド・パートナーシップが引き受ける普通株式の発行価格

を基準に計算し、新規株式公開後はその時点の市場価格を基準に計算するものとする。

条件 3 その時点において有効な経営健全化計画における当該年度の当期利益が確保されない場合(その時点において有効な経営健全化計画における累積的な利益が確保されない場合を含む。)には、配当を行わないこととすること。

なお、経営健全化計画に普通株式の配当を行うことが記載されている場合であっても、配当する年度において有効な経営健全化計画における当該年度の当期利益が確保されない場合(その時点において有効な経営健全化計画における累積的な利益が確保されない場合を含む。)には、当該年度の配当は行わないこととします。

その時点において有効な経営健全化計画に特定の年度に関する普通株式の中間配当または通年の配当についての規定がない場合、当行は、当該年度の実際利益及び当該年度までの累積的な利益がその現行の経営健全化計画に定める水準を超えている場合に限り(条件 2 に定める利回りの条件を超えない範囲内で)当該年度に関する普通株式の配当を支払うことができるものとします。但し、強制転換までに十分な消却財源が確保され、かつ普通株式の配当を行っても将来の消却財源の確保に支障が生じないと認められる場合に限るものとします。

#### < 利益をもってする消却について >

本優先株式の利益をもってする消却については、下記の条件を満たした場合、弊行はいつでも、本優先株式を全部又は一部、消却することができるものとします。

条件 1 消却後、当行が十分な自己資本を維持できる、と金融庁又はその承継機関が判断するものであること。

条件 2 当該消却により全ての本優先株式が消却されない場合、消却後に残る本優先株式に関する当行の消却等のための財源計画について金融庁又はその承継機関が適切と判断するものであること。

条件 3 本優先株式の公正な市場価格で消却すること。

## 5 . 資金の貸付けその他信用供与の円滑化のための方策

### 基本的な取組み姿勢

開業当初、当行は、幸福銀行が保有していた貸出資産の中から金融整理管財人等により承継されるのが適当と判断された貸出ポートフォリオからスタートします。これらの適資産とされた貸出関連資産については、新銀行の収益ベースになるものであり、地域経済発展にとって必要不可欠な資金需要に対し安定的・積極的に資金供給することが使命と考えております。特段の事情がない限り、従来からのお客様との良好な関係を維持し、かつ新規事業である『中小企業向け・クイック・ローン（仮称）』等により、健全な中小企業の資金調達円滑化に努めていく所存です。

また与信以外の分野でも、国内外の金融機関との提携を通じ、最新の商品やサービスを提供していくことにより地域経済に寄与していく方針です。

(図表5) 貸出金の推移

【残高】

(億円)

	12/3 月末 実績 (A)	12/9 月末 実績 (B)	未平比率	13/3 月末 見込み (C)	14/3 月末 計画 (D)
国内貸出	13,176	11,929	101.4%	5,547	5,656
中小企業向け貸出(注1)	8,133	7,676	101.8%	2,031	2,081
個人向け貸出(事業用資金を除く)	3,213	3,006	100.5%	2,719	2,743
その他	1,830	1,247	100.9%	797	832
海外貸出(注2)	0	0	0.0%	0	0
合計	13,176	11,929	101.4%	5,547	5,656

【同実勢ベース&lt;下表の増減要因を除く&gt;】

(億円)

	12/3 月末 実績 (A)	12/9 月末 実績 (B)+(F)	未平比率	13/3 月末 見込み (C)+(G)	14/3 月末 計画 (D)+(G)+(H)
国内貸出	13,176	12,042		5,552	5,716
中小企業向け貸出(注1)	8,133	7,785		2,033	2,104

(注1) 中小企業向け貸出とは、資本金又は出資金3億円(但し、卸売業は1億円、小売業・飲食業・サービス業は50百万円)以下の法人または常用する従業員が300人(但し、卸売業・サービス業は100人・小売業・飲食業は50人)以下の法人向け貸出(個人に対する事業用資金を含む)を指す。但し、12/3月末実績までは旧中小企業基本法の定義を用いている。

(注2) 当該期の期末レートで換算するもの。

【不良債権処理等に係る残高増減】

(億円( )内はうち中小企業向け)

	11 年度中 実績 (E)	12/ 上期中 実績 (F)	12 年度中 見込み (G)	13 年度中 計画 (H)
貸出金償却	60 ( 47)	113 (109)	5 ( 2)	55 ( 21)
CCPC 向け債権売却額	- ( -)	- ( -)	- ( -)	- ( -)
債権流動化(注3)	- ( -)	- ( -)	- ( -)	- ( -)
会計上の変更(注4)	- ( -)	- ( -)	- ( -)	- ( -)
協定銀行等への資産売却額(注5)	- ( -)	- ( -)	- ( -)	- ( -)
その他不良債権処理関連	1 ( 0)	- ( -)	- ( -)	- ( -)
計	61 ( 47)	113 (109)	5 ( 2)	55 ( 21)

(注3) 一般債権流動化のほか、債権の証券化を含む。

(注4) 会計方法の変更により資産から控除される間接償却部分等。

(注5) 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第53条で定められた協定銀行等への債権売却額。

(注6) 12/3月末、12/9月末、11年度中、12/上期中の実績は幸福銀行の計数。また13/3月見込み、14/3月末計画12年度中見込み、13年度中計画については、関西さわやか銀行の計画値を記載しております。

## 6. 株式等の発行等に係る株式等及び借入金につき利益をもってする消却、払戻し、償還又は返済に対応することができる財源を確保するための方策

### (1) 消却、払戻し、償還又は返済についての考え方

当行は、公的資金導入により、さらに財務基盤を強固なものとし、安定した調達および円滑な資金供給を行い、あわせて収益力の強化を図り、早期に公的資金の消却等に努めてまいります。具体的には、概ね平成21年度を目処に、消却等の原資となりうる内部留保を積み上げることを目指しております。

#### 《剰余金の推移見通し》

(億円)

	13/3 月期	14/3 月期	15/3 月期	16/3 月期	17/3 月期	18/3 月期
剰余金残高	0	16	14	32	54	79
	19/3 月期	20/3 月期	21/3 月期	22/3 月期	23/3 月期	
剰余金残高	100	120	140	159	178	

### (2) 収益見通し

#### イ. 収益計画

(億円)

	13/3 月期	14/3 月期	15/3 月期	16/3 月期	17/3 月期
業務純益	0	19	25	40	47

(注)一般貸倒引当金繰入前業務純益を記載しております。

#### ロ. 主要前提条件

	13/3 月末	14/3 月末	15/3 月末	16/3 月末	17/3 月末
長短金利	横這い	横這い	0.25%上昇	0.25%上昇	0.25%上昇
為替 (円/US\$)	116 円				
株価 (日経平均株価)	12,883 円				

金利は、長期および短期とも、緩やかな上昇を想定しております。

(平成14年3月まで横這い、その後毎年0.25%ずつ上昇、通算0.75%上昇するものとししました。)

為替および株価は横這いにて推移するものと想定しております。

## 7. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

### (1) 各種リスク管理体制

幸福銀行の破綻原因の一つにリスク管理態勢、特に信用リスクの管理態勢が十分に機能しなかったことが挙げられます。当行では、過去の反省を踏まえ、営業推進と審査を厳密に分離し審査のプロセスから営業上の要請や事業親会社等の主要株主を含む特定者からの情実など恣意性を排除し、公正な審査が行われる態勢を確実に整備してまいります。

リスクの種類	リスク管理部署	管理体制
信用リスク	内部監査部 財務本部 審査本部 法人金融本部 リテール 金融本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大口与信集中の排除</li> <li>・業種偏向の是正防止</li> <li>・リスクリターンに見合った収益の確保</li> <li>・審査本部には個別与信案件に対する、独立した審査権限</li> <li>・審査本部と営業推進部門の分離による内部牽制体制の確立</li> <li>・「クレジット委員会」を設置、クレジットポリシーの設定</li> <li>・「審査部・審査チーム」「審査部・企画チーム」による、健全な融資態度の検証、ポートフォリオ管理、取締役会等への結果報告</li> <li>・「審査部・審査チーム」にて個別与信審査、「審査部・管理チーム」にて問題債権の管理</li> <li>・「内部監査部・与信監査チーム」にて、信用格付の正確性、個別案件の審査体制等のリスク管理のメカニズムを検証</li> </ul>
市場関連 リスク	内部監査部 財務本部 法人金融本部 リテール 金融本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フロント部署である「財務部・資金チーム」とリスク管理を行う「財務部・リスク管理・市場分析チーム」を分離設置</li> <li>・「財務部・リスク管理・市場分析チーム」によるリスクの継続的モニタリング及び、定期的な「取締役会」等への報告</li> <li>・加えて、ポートフォリオのポジションや損益状況を把握し、健全な業務取扱、ストレステスト、モデルの妥当性の検証</li> <li>・原則月1回の「ALM委員会」を開催し資産・負債の総合管理に関する審議を実施</li> </ul>

流動性リスク	内部監査部 財務本部 法人金融本部 リテール 金融本部	<p>(市場流動性リスク)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「財務部・リスク管理・市場分析チーム」がモニタリングを行い、「ALM委員会」等へ報告、「ALM委員会」は資産・負債を総合管理しポートフォリオの運営方針を定める</li> </ul> <p>(資金繰りリスク)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・短期的な資金繰りについては「財務部・リスク管理・市場分析チーム」が、中長期的な資金繰りについては「経理部・ALMチーム」が把握し、リスク要因の分析、対応策を整備し「取締役会」、「ALM委員会」に報告</li> <li>・加えて状況に応じては、直接代表取締役である頭取へ流動性確保のための方策を申し立てることができる体制の確立</li> <li>・ポジション枠、リスクリミット、損失限度等の設定に際しては、リスクを最小限度に抑える方針とし「取締役会」等において適切な水準を設定</li> </ul>
事務関連リスク	インフラストラクチャー本部 内部監査部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「集中事務部・事務管理チーム」を「事務センター」、「貸出精査チーム」から分離させ設置、事務リスク管理を専断的に推進</li> <li>・加えて適切な「事務規定(仮称)」を定め、業務内容を分析、事務リスクの所在を明確にし指導を実施</li> <li>・「内部監査部・検査チーム」において事務検査の実施、結果を「事務センター」、「貸出精査チーム」に報告すると共に「取締役会」に対しても定期的に報告</li> <li>・加えて代表取締役である頭取に対しても、問題点の報告が直接できる体制の確立</li> </ul>
システムリスク	インフラストラクチャー本部 内部監査部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「取締役会」によるシステムリスクの管理方針の決定</li> <li>・運用担当である「IT運用チーム」と、リスク管理担当である「IT開発チーム」に分離分担させ、相互牽制機能を確立</li> <li>・システムの設計、開発、運用に係る「IT開発チーム」の適切な規定・マニュアル作成</li> <li>・障害体制(コンティンジェンシープラン)の整備</li> <li>・「内部監査部・検査チーム」による「IT運用チーム」、「IT開発チーム」等に対する年1回以上の検査</li> </ul>
法務リスク	コーポレート・サービス本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「法務・コンプライアンス部」の設置</li> <li>・各本部に「コンプライアンス・オフィサー」を設置し、部毎の責任者によりコンプライアンスを推進</li> <li>・各部の責任者はコンプライアンスの推進状況を「法務・コンプライアンス部」へ報告</li> <li>・「法務・コンプライアンス部」は適時、指導勧告を実施</li> </ul>
レピュテーションリスク	財務本部 コーポレート・サービス本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令に基づく情報開示だけでなく、自主的・積極的なデスクロージャー体制の確立</li> </ul>

## (2) 資産運用に係る決裁権限の状況

### イ．与信取引

与信取引に係る決裁権限は、原則として審査部による厳格なリスクチェックの後、代表取締役である頭取を委員長とするクレジット委員会による決裁を行う体制としております。なお、取引種類、与信先の行内格付、与信残高、与信増加額等により、営業推進部門である法人金融本部・リテール金融本部から独立した審査本部・審査部に一部権限移譲致します。また、その中でも与信残高の小さい先については、適切な条件のもと限定的に営業部店長へ権限を移譲し、リスクに応じた決裁権限体系と致します。

### ロ．ALM・市場取引

当行の場合、当面、市場取引はALM、余資の運用を目的としたものに限定する方針です。ポジション、リスクリミット、損失限度等の設定は、リスクを最小限に抑える方針で、取締役会等で適切な水準を定め、ALM委員会及び財務本部・財務部の権限を決定致します。

### (3) 資産内容

#### イ. 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第3条第2項の措置後の財務内容

(図表6) 法第3条第2項の措置後の財務内容

	12/3 月末 実績 (億円)	12/9 月末 実績 (億円)	13/3 月末 見込み (億円)	保全部分を除いた分の 引当方針
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	4,446	4,735	33	債権額から担保等により保全されていない金額全額を引当てる。
危険債権	1,362	1,084	59	債権額から担保等により保全されていない金額に原則 70%乗じた額を引当てる。
要管理債権	533	434	194	債権額から担保等により保全されていない金額に原則 15%乗じた額を引当てる。
正常債権	7,063	5,873	5,315	要管理債権以外の要注意先については、債権の平均残存期間を1年とみなし相当額を引当てる。

(注)12/3 月末、12/9 月末実績は幸福銀行の計数。13/3 月末見込みは、承継予定債権 12/9 月末基準・12/12 月末残高を記載しております。

#### ロ. 引当金の状況

	12/3 月末 実績 (億円)	12/9 月末 実績 (億円)	13/3 月末 見込み (億円)
一般貸倒引当金	-	-	55
個別貸倒引当金	5,180	5,673	63
特定海外債権引当勘定	-	-	-
貸倒引当金 計	5,180	5,673	118
債権売却損失引当金	52	60	-
特定債務者支援引当金	-	-	-
小計	5,233	5,733	118
特別留保金	-	-	-
債権償却準備金	-	-	-
小計	-	-	-
合計	5,233	5,733	118

(注)12/3 月末、12/9 月末実績は幸福銀行の計数。13/3 月末見込みは関西さわやか銀行の計画値を記載しております。

## ハ．銀行法 2 1 条に基づくリスク管理債権の状況

	12/3 月末 実績 (億円)	12/9 月末 実績(A) (億円)	12/9 月末 実績(B) (億円)
破綻先債権	1,037	1,431	0
延滞債権	2,472	2,874	78
3ヶ月以上延滞債権	83	133	14
貸出条件緩和債権	1,723	1,270	195
合計	5,315	5,708	289

(注)12/3 月末、12/9 月末(A)実績は幸福銀行の計数を記載しております。12/9 月末(B)実績は承継予定債権の実績を記載しております。

### (4) 償却・引当方針

#### イ．基本方針

当行では、金融機関のもつ社会性、公共性を重視し、経営の健全性確保と経営破綻の未然防止等を目的とする早期是正措置の趣旨を踏まえ、自己責任原則に基づき自己査定体制の整備・充実を図ると同時に適時・適切な償却・引当を行うことにより、財務の健全性を維持してまいります。

#### ロ．自己査定体制

##### 自己査定基準

当行では、『金融検査マニュアル』(金融監督庁・平成 11 年 7 月 1 日)、銀行等監査特別委員会報告第 4 号『銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針』(日本公認会計士協会・平成 9 年 4 月 15 日)等を踏まえ、新たに『資産の自己査定基準』を策定するほか、『資産の自己査定のガイドライン』を整備してまいります。

##### 自己査定基準日

自己査定の基準日は、年 2 回(毎年 9 月末及び 3 月末)と致します。但し、毎年 6

月末、12月末を自己査定の仮基準日とし、これに決算日までの必要な修正を加えることとします。

### **自己査定体制**

自己査定基準日に基づく自己査定は、第一次査定を「営業部店」が、第二次査定を「審査部」が実施し、さらに、一連の手続きが新銀行の諸規定に準拠しているかどうかを確かめるため、「内部監査部・与信監査チーム」が内部監査を行います。同時に、外部監査として会計監査人の監査を受けます。

## **八．償却・引当体制**

### **償却・引当基準**

当行では、商法、企業会計原則、『金融検査マニュアル』、『銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針』等を踏まえ、新たに『償却・引当基準』を策定するほか、『償却・引当のガイドライン』を整備してまいります。

### **償却・引当基準日**

償却・引当基準日は、年2回（毎年9月末及び3月末）と致します。但し、毎年6月末、12月末を償却・引当の仮基準日とし、これに決算までの必要な修正を加えることとします。

### **償却・引当体制**

償却・引当については、「審査部・審査チーム」が個別貸倒引当金の算定を行います。「内部監査部・与信監査チーム」はその結果について監査を行うとともに、予想損失率及び一般貸倒引当金の算定を行います。同時に、外部監査として会計監査人の監査を受けます。

### **償却・引当方針**

新規与信資産の償却・引当については、上記自己査定による債務者区分に応じて以下の方針の通り実施します。

### 《正常先債権に対する償却・引当方針》

正常債権に対しては、今後1年間の予想損失相当額の貸倒引当金を計上致します。

### 《要注意先債権に対する償却・引当方針》

要注意先に対する債権については、要管理先債権とそれ以外の要注意先債権とに区分し、要管理先債権については今後3年間の予想損失額を見積もり、それ以外の要注意先債権については債権の平均残存期間または今後1年間の予想損失額を見積もって、相当額の貸倒引当金を計上致します。

### 《破綻懸念先債権に対する償却・引当方針》

破綻懸念先に対する債権は、原則として個別債務者毎に破綻懸念先に対する債権の合理的と認められる今後の一定期間における予想損失額を見積もり、予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上致します。

### 《実質破綻先・破綻先債権に対する償却・引当方針》

実質破綻先・破綻先に対しては、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額に相当する額を貸倒引当金として計上するか、直接償却致します。

## 二．公的資金による株式等の引受け等を踏まえた自主的・積極的な償却・引当方針

当行では、新しい経営体制のもとで金融検査マニュアル等に準拠した適切な自己査定及び償却・引当を実施していく方針です。

## ホ．行内企業格付けごとの償却・引当の目処

当行では今後、債務者格付毎の貸倒実績率や倒産確率のデータを蓄積したうえで、適時・適切な償却・引当を行い、より高度な信用リスク管理を実施する所存です。

## へ．不良債権の回収方針

当行では、不良債権の回収コストを最小化するために不良債権を集中管理するとともに、任意売却や法的措置を活用し、担保物件を円滑に処理致します。

## ト．債権放棄の考え方

当行では、『金融再生委員会の運営の基本方針』（金融再生委員会・平成 11 年 1 月 20 日）に則り、以下の諸点を総合的に勘案したうえで債務者からの債権放棄要請に対応してまいります。

債権放棄による支援が当該債務者の再生につながり、地域経済への影響を最小化できること。

債権放棄により当該債務者向けの残存債権の回収がより確実となる等、新銀行にとって経済的合理性が見出せること。

債権放棄による支援が必要となった債務者の経営責任が明確になり、他の債務者との公平性を著しく害するものではないこと。

## チ．経過措置について

当行では、自己査定のために必要な算出期間のデータが蓄積されていないことを踏まえ、適切な算定期間のデータが蓄積されるまでの間は便宜的に簡易な方法を使用する予定です。

具体的には、『資本増強に当たっての償却・引当についての考え方』（金融再生委員会・平成 11 年 1 月 25 日）に則り、要管理先債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額（以下、「担保等により保全されていない部分」）に 15% を乗じた額を、破綻懸念先債権については、担保等により保全されていない部分に原則 70% 乗じた額を貸倒引当金として計上致します。また、要管理先債権以外の要注意先債権について債権の平均残存期間の算定ができない場合は、当面、債権の平均残存期間を 1 年とみなします。

## リ．経営宛報告

自己査定及び償却・引当の結果については、内部監査部長より、『取締役会』、『クレジット委員会』等へ報告する体制と致します。

( 図表 7 ) 不良債権処理状況

	12/3 月期 実績 ( 億円 )	12/9 月期 実績 ( 億円 )	13/3 月期 見込み ( 億円 )
不良債権処理損失額( A )	2,605	519	68
貸出金償却	1	0	5
個別貸倒引当金繰入額	2,575	511	63
CCPC 向け債権売却損	-	-	-
協定銀行等への資産売却損(注 2)	-	-	-
その他債権売却損	-	-	-
その他(注 3)	28	7	0
一般貸倒引当金繰入額( B )	459	-	55
合計( A ) + ( B )	2,146	519	123

(注 1)12/3 月期、12/9 月期実績は幸福銀行の計数。また 13/3 月期見込みについては関西さわやか銀行の計画値を記載しております。

(注 2)金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第 53 条で定められた協定銀行等への債権売却損。

(注 3)その他については、債権売却損失引当金繰入額、CCPC2 次ロス、特定海外債権引当金勘定繰入額、債権放棄等を記載しております。

( 図表 8 ) 不良債権償却原資

	12/3 月期 実績 ( 億円 )	12/9 月期 実績 ( 億円 )	13/3 月期 見込み ( 億円 )
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	88	8	0
国債等債権関係損益	31	0	-
株式等損益	45	1	-
不動産処分損益	3	6	-
内部留保利益	2,232	4,389	-
その他	-	-	158
合計	2,093	4,393	158

(注)12/3 月期、12/9 月期実績は幸福銀行の計数。また 13/3 月期見込みについては関西さわやか銀行の計画値を記載しております。

## (5) 含み損益の状況と今後の処理方針

当行では、基本的に時価にて幸福銀行より営業を譲受けしますので、営業譲渡時点では含み損益はありません。

(図表9)含み損益総括表

(億円)

	12/3 月末				
	貸借対照表 価額	時価	評価損益	評価益	評価損
有価証券(注2)	284	328	43	43	-
債券	248	275	26	26	-
株式	27	44	17	17	-
その他	8	8	0	0	-
金銭の信託	-	-	-	-	-
再評価差額金(注3)	-	-	-	-	-
不動産含み損益(注3)	51	67	15	15	-
その他の資産の含み損益	-	-	-	-	-

(注1) 12/3 月末実績は幸福銀行の計数を記載しております。

(注2) 市場性のある有価証券の評価は低価法によります。

(注3) 「土地の再評価に関する法律」に基づく事業用土地の再評価はしていません。

土地は直近路線価で評価しております。なお営業譲渡を前提として簿価が評価額を上回るものは、路線価の70%まで簿価を減額しております。

(億円)

	12/9 月末				
	貸借対照表 価額	時価	評価損益	評価益	評価損
有価証券(注2)	319	319	-	-	-
債券	285	285	-	-	-
株式	34	34	-	-	-
その他	0	0	-	-	-
金銭の信託	-	-	-	-	-
再評価差額金(注3)	-	-	-	-	-
不動産含み損益(注3)	46	49	3	4	1
その他の資産の含み損益	-	-	-	-	-

(注1) 12/9 月末実績は幸福銀行の計数を記載しております。

(注2) 金融商品に係る会計基準を適応し、市場性のない有価証券でも営業譲渡を前提に譲渡価格を時価として評価しております。

(注3) 「土地の再評価に関する法律」に基づく事業用土地の再評価は実施していません。

土地は営業譲渡を前提として鑑定評価にて評価しております。

## (6) 金融派生商品等取引動向

当行では現在デリバティブに関する取引はありませんが、ALMの観点から、固定型住宅ローンの取組みなど金利リスクに対してのヘッジ策について取組みを慎重に検討してまいります。

## 8. 地域経済における位置付け

当行が主たる営業を行う大阪府を中心とする関西では、木津信用組合、阪和銀行や関西さわやか銀行が継承する幸福銀行など地域金融機関の破綻が相次ぎ、善良な債務者や預金者の皆様に多大な混乱を招いてまいりました。そこで、当行としましては、第一に、我々自身が健全な銀行として発展していくことが、地域金融システムの安定ひいては地域社会への貢献につながることでありと考えております。

### (1) 地域の金融市場における融資比率等

幸福銀行は大阪府を中心とし、旧京都共栄銀行の地盤を引き継いだ京都府から発祥の地である和歌山県まで近畿地方をカバーする拠点網を築いております。昨年来の経営危機及び経営破綻以降、預金や貸出金の減少は続いておりますが、中心となる大阪府でのプレゼンスは以下のようになっております。

〔同業態の場合〕

	預金		貸出金	
	残高(億円)	シェア	残高(億円)	シェア
関西さわやか承継予定	4,537	4.6%	3,433	2.9%
地方銀行	71,023	71.3%	79,943	68.6%
第二地方銀行	24,039	24.1%	33,080	28.4%
合計	99,599	100.0%	116,456	100.0%

(『平成12年10月末 大阪銀行協会社員銀行主要勘定 [大阪府] 』から作成)

〔都市銀行、長信銀を含めた場合〕

	預金		貸出金	
	残高(億円)	シェア	残高(億円)	シェア
関西さわやか承継予定	4,537	1.0%	3,433	0.6%
都市銀行	312,242	69.4%	354,360	67.0%
地方銀行	71,023	15.8%	79,943	15.1%
第二地方銀行	24,039	5.3%	33,080	6.3%
長信銀・信託	38,202	8.5%	57,974	11.0%
合計	450,043	100.0%	528,790	100.0%

(『平成12年10月末 大阪銀行協会社員銀行主要勘定 [大阪府]』から作成)

また取引先数で見た場合、旧幸福銀行が地盤とする大阪府下での総人口、総世帯数、総事業所数のうち、旧幸福銀行と取引がある個人・世帯・法人の割合は以下のようにしております。

	府下総数	うち幸福銀行顧客	割合
個人(人口)	8,630,369 <sup>(#1)</sup>	430,901 <sup>(#2)</sup>	5.0%
個人(世帯数)	3,374,935 <sup>(#1)</sup>	302,717 <sup>(#3)</sup>	9.0%
(うち 貸出先)		33,415 <sup>(#3)</sup>	1.0%
法人(事業所数)	533,565 <sup>(#4)</sup>	14,933 <sup>(#2)</sup>	2.8%
(うち 貸出先)		2,990 <sup>(#2)</sup>	0.6%

(出所) #1 住民台帳 (平成9年)

#2 幸福銀行 銀行データ(府下取引先、取引番号単位) (平成12年9月末)

#3 幸福銀行 銀行データ(府下取引先 世帯単位) (平成12年9月末)

#4 事業所統計 (平成9年)

(注) 幸福銀行の取引先の個人には個人事業主を含む。

## (2) 地域経済への貢献

当行は、地域経済発展にとって必要不可欠な資金需要に対し、安定的・積極的な資金供給を行うことが一つの使命であると考えております。そのため、今まで述べましたように大阪の経済を底辺から支えている中小企業や個人のお客さまに対し積極的な取り組みを行ってまいります。与信以外の分野でも、ファンド出資先の外国金融機関等との提携を通じ、最新の商品やサービスを提供していくことを通じて地域社会へ寄与していく所存であります。

## 9. 「異業種による銀行業参入等新たな形態の銀行業に対する免許審査・監督上の対応（運用上の指針）」への対応について

平成 12 年 8 月 3 日付金融再生委員会・金融庁発表の『異業種による銀行業参入等新たな形態の銀行業に対する免許審査・監督上の対応（運用上の指針）』（以下「指針」という。）に対応した対策として、関西さわやか銀行では以下に述べる施策を採用いたします。これにより、機関銀行化を回避し銀行の健全性が損なわれないようにいたします。なお、今後、同指針の変更や法制化が行われた場合には、必要に応じて当該変更・法制化に応じた適切な対応策をとってまいります。

### （1）事業親会社等からの独立性確保について

#### イ．基本的考え方

銀行の経営の健全性を確保するためには、経営の独立性の確保が前提となりますが、当行の経営方針に重要な影響を及ぼし得ると想定される主要株主に事業会社等が存在する場合には、当該事業会社等（以下「事業親会社等」という。上記指針における主要株主は議決権の 20%以上を自己の計算において所有する株主ですが、当行では証券取引法の規定等を踏まえ 10%以上の出資比率又は議決権を実質的に有する者といたします。）の事業戦略上の要請によって、当行の健全性が損なわれることのないよう、銀行経営の独立性の確保について、特に留意いたします。

当行の全普通株式は米国デラウェア州に存する日本インベストメント・パートナーズ L.P. が所有しております。日本インベストメント・パートナーズ L.P. に出資する投資家は、いずれも長期的な視点から当行に投資しており、その基本目標は、健全性を最優先に、当行を収益力、競争力ある企業として再生し、当行の企業価値の向上を図ることにあります。なお、日本インベストメント・パートナーズ L.P. に資金を拠出する投資家の中に、実質 10%以上の出資比率を有する者が存在しますが、それらはリミテッドパートナーシップの LP 出資者であり当行の経営方針に重要な影響を及ぼすものではないため、事業親会社等には該当しません。また、今後、事業親会社等に該当する者が現れた場合には、「指針」に沿った対応をいたします。

## ロ．事業親会社等からの独立性確保のための施策

銀行経営の健全性を確保することを最優先として、独立して経営判断を行う経営体制の構築に努めます。そのため、金融機関等の業務経験者で事業親会社等の出身者以外の人材3名を常勤取締役として招聘し当行の常勤職務に従事させることとします。なお、株主による経営のチェックを図るという観点から、事業親会社等の役員であるウィルバー・エル・ロス・ジュニアとデビッド・エイチ・ストーパーを社外取締役に迎えますが、当行の常勤役員は事業親会社等の役員又は職員を兼務してはならないこととします。

事業親会社等とその連結対象子会社及び持分法適用会社で当行及び当行の連結対象子会社、持分法適用会社を除いた先（以下、「事業親会社等グループ」という。）との取引のうち重要な案件については取締役会の決議事項とし、取引の透明性を確保します。その際、商法の規定に従い特別の利害関係を有する取締役は当該決議に参加できないことは当然であります。また、重要な案件に該当しない取引についても取締役会への報告事項とし、取締役会が事業親会社等グループとの取引に一元的に責任を持つ体制を構築します。

事業親会社等の出身でない取締役と監査役により構成される「取引監査委員会」を設置し、事業親会社等グループとの間の取引を事前に監査し牽制機能の確保を図ります。

上記 及び に関する具体的な基準及び手続きについては、別途定めます。

事業親会社等グループと店舗を共有することは当面予定しておりませんが、将来、事業親会社等グループと店舗を共有する場合も、事業親会社等グループの職員が当行の行員を兼職することは禁止し、保安上及びリスク管理上、銀行業務の健全かつ適切な運営の確保に努めます。

## ハ．その他

銀行免許取得後も10%以上の出資比率又は議決権を実質的に有する出資者に変動が

ある場合は、事前に当局に速やかに報告いたします。

銀行免許取得後の当行の経営の独立性や銀行業務の健全かつ適切な運営の確保の状況等についての当局による検査ないし報告徴求等に対して、速やかに対応いたします。

## (2) 事業親会社等の事業リスクの遮断について

### イ．基本的考え方

銀行経営の独立性の確保に努めますが、事業親会社等グループの経営悪化等、当行の意図しない事業親会社等グループのリスクが当行に及ぶ可能性があります。こうしたリスクに対応するために、現行の大口信用規制及びアームズ・レングス・ルール（特定関係者に対する優遇禁止）の遵守は当然のこととし、更に以下のような諸点について留意いたします。

### ロ．事業親会社等の事業リスクの遮断のための施策

#### 事業親会社等の業況が悪化した場合の措置

事業親会社等グループについて金利減免・返済猶予・債権放棄等の貸出条件緩和の要請、手形の不渡り等が予想されるような資金繰りの悪化に伴う追加融資等の要請、財務諸表上の任意積立金を上回る欠損金の発生及び実質債務超過（時価ベース、連結ベース）並びにこれらと同程度の状況が発生した場合には、回収方針とし、既往与信の回収・保全強化に寄与する目的である場合を例外として、与信条件（金利・期間・担保条件等）を緩和せず、追加の与信は行いません。なお、例外的に与信条件の緩和や追加与信を行う場合には、「取引監査委員会」での事前監査及び取締役会での事前承認を条件とします。

#### 事業親会社等による子銀行株の売却リスクへの対応

事業親会社等はいずれも長期的な視点から当行に投資しており、その基本目標は、健全性を最優先に、当行を収益力、競争力ある企業として再生し、当行の企業価値

の向上を図ることにあります。また、米国証券法及び出資者間協定において、当行株の譲渡及び出資の持分の譲渡は大幅に制限されております。なお、事業親会社等が当行株の譲渡及び出資の持分の譲渡を行う場合は、当行が事前に当局に報告し必要な措置を講じることといたします。

#### 事業親会社等に起因する種々のリスクへの対応

事業親会社等グループの業況悪化により、当行の資金調達に支障が生じないように、高い自己資本比率（国内行基準である4%を大きく上回る水準を目指します。）やTier 比率を確保するよう努力します。また、設立当初より、関西マーケットでの認知度の向上・イメージの改善を図るため、広報活動にも注力いたします。それを通じて、当行が、あくまでも関西を基盤とするローカルで親しみやすく頼りになる銀行であることを強調し、実践していきます。同時に、個人・法人を問わず顧客基盤の拡大並びに顧客の囲い込みを通じて安定した経営基盤の構築に努めます。更に、資金の一部を流動性の高い有価証券運用に充てる等、適正なALM（資産負債の総合管理）運営に留意いたします。これらの方策を実現することで、事業親会社等グループの業況に左右されない経営体制（資金調達基盤、収益基盤）を築きます。

#### 営業基盤を共有している事業親会社等の破綻等に伴い、営業継続が困難とならないための措置

当行の営業に必要となる重要な施設、物件、システム（営業インフラ）を共有することは当面予定していません。今後、一部の共有が検討される場合には、分散等に留意いたします。

#### 当行の経営に影響を及ぼし得る事業親会社等の業況

事業親会社等の財務内容、社会的信用等については特段の問題はございません。

## 大口信用規制及びアームズ・レングス・ルールの遵守について

### (A) 大口信用供与規制の遵守について

(a) 事業親会社等グループに対する与信は、内部格付け等与信管理のための適切な要素を考慮して、厳格な与信上限を設定します。与信限度額は、通常の与信限度額設定の審査手続きに加え、別途、取締役会での事前承認を受けることを必須といたします。

(b) また、対象となる取引は当行との取引だけでなく、当行の連結対象子会社及び持分法適用会社が行う取引も含むこととします。

### (B) アームズ・レングス・ルールの遵守について

当行は、銀行法等で定められたアームズ・レングス・ルールを遵守いたします。それに加え、事業親会社等グループに対しても特に厳格にアームズ・レングス・ルールによる取引条件が守られるよう、以下の手続きをとることといたします。

具体的には、

(a) 事業親会社等グループに対する与信案件は、全与信案件を「取引監査委員会」の事前監査対象とすることに加え、重要な案件については取締役会の決議事項とすることといたします。さらに、全与信案件について集計・管理を行い、取引の内容について6ヶ月ごとに取締役会に対して報告することとします。

(b) 事業親会社等グループに対する与信の状況については、6ヶ月毎の決算発表時及びディスクロージャー誌において、事業親会社等毎のグループ与信残高、与信先数等について情報開示を行います。

## ハ．その他

上記施策の履行状況についての当局による検査ないし報告徴求等に対して、速やかに対応いたします。

定期的に事業親会社等の経営状況・財務状況等を示す資料を当局に提出いたします。仮に、当局が事業親会社等の経営に問題があると判断した場合は、当行の経営に対する影響及び必要な場合の対応策等を当局に報告いたします。

### (3) 事業親会社等と総合的な事業展開を図る場合の顧客の個人情報の保護について

#### イ．個人情報の保護のための施策

当行の顧客に関する個人情報を事業親会社等グループとの間で相互に利用することは、当面予定していません。将来、顧客情報の相互利用を行う場合には、顧客の個人情報を保護するために、事前に、情報を利用する業者の範囲、利用目的、利用方法等を明確にした上で、顧客本人の明示的な同意を得るものとし、別途具体的な手続について定めます。

#### ロ．その他

顧客の個人情報の保護のための方策の履行状況についての当局による検査ないし報告徴求等に対して、速やかに対応いたします。

### (4) その他

日本インベストメント・パートナーズL.P.に資金を拠出する投資家の中で実質10%以上の出資比率を有する者は、リミテッドパートナーシップのLP出資者であり当行の経営方針に重要な影響を及ぼすものではないため、事業親会社等には該当しませんが、「指針」の主旨に鑑み、これらの者についても、上記(2)(3)に準じた対応策をとることといたします。

## 優先株式の発行要項

1. 名 称	株式会社関西さわやか銀行第一回優先株式（以下「本優先株式」という。）
2. 額面・無額面の別 及 び 種 類	無額面優先株式
3. 発行新株式数	40,000株
4. 発行 価 額	1株につき200,000円
5. 発行 総 額	8,000,000,000円
6. 発行価額中資本に 組み入れない額	1株につき0円
7. 申 込 期 日	平成13年3月30日（金曜日）
8. 払 込 期 日	平成13年3月30日（金曜日）
9. 発 行 日	平成13年3月31日（土曜日）
10. 配 当 起 算 日	平成13年3月31日（土曜日）
11. 発 行 方 法	株式会社整理回収機構に直接全額割り当てる。
12. 優 先 配 当 金	利益配当金を支払うときは、本優先株式を有する株主（以下「本優先株主」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）に先立ち、本優先株式1株につき年2,160円の利益配当金（以下「本優先配当金」という。）を支払う。但し、当該営業年度において、下記に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。 なお、平成13年3月31日の1日間に対応する優先配当金は1株につき5円92銭とする。

- (非累積事項) ある営業年度において本優先株式に対して支払われる利益配当金の額が上記優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌年度以降に累積しない。
- (非参加事項) 本優先株式に対して、上記優先配当金を超えて配当は行われな
13. 優先中間配当金 中間配当金を支払うときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき1,080円を支払う。
14. 普通株式への転換
- (1) 転換を請求し得べき期間 平成14年8月1日から平成23年3月30日までとする。但し、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための一定の日(以下「基準日」という。)を定めたときは、その翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。
- (2) 転換条件 本優先株式は、下記の転換の条件で当行の普通株式に転換することができる。
- (イ) 当初転換価額 当初転換価額は、平成14年8月1日(以下「転換開始日」という。)時点での時価とする。但し、当該時価が76,000円(以下「下限転換価額」という。)を下回る場合は、当初転換価額は下限転換価額とする。なお、下限転換価額は、普通株式の併合又は分割が行われた場合には、当該併合又は分割前の下限転換価額を普通株式1株の併合又は分割後の株数で除した価額に調整される。「平成14年8月1日時点での時価」とは、普通株式が転換開始日に先立つ45取引日目時点でいずれかの証券取引所に上場されている場合又はいずれかの店頭売買有価証券登録原簿に登録されている(以下「上場している」という。)場合は、転換開始日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所(当該証券取引所または当該店頭売買有価証券登録原簿を備える証券業協会が開設する店頭売買有価証券市場(以下「店頭市場」という。))における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。尚、上記45取引日目の時点で普通株式が上場もしくは取引されている証券取引所又は店頭市場が

合わせて複数に及ぶ場合には、上記 4 5 取引日の間の出来高の合計額が最も多い証券取引所又は店頭市場を指すものとし（以下「取引所」という。）以下（ロ）（ハ）（六）の場合も同様とする。なお、上記転換開始日において上場していない場合は、その時点での時価は次に定める算式による 1 株当り純資産額とする。

$$1 \text{ 株当り} \\ \text{純資産額} = \frac{A - B}{\text{直近決算期末発行済普通株式数}}$$

A = 直近決算期末における、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」に基づき作成される連結貸借対照表資本の部合計金額

B = 直近決算期末発行済本優先株式の発行価額の総額

その計算は、円単位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。尚、上記 4 5 取引日（上場していない場合は直近決算期末翌日から転換開始日。）の間に、下記（ハ）に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、上場している場合は、上記の時価は（ハ）に準じて調整され、また上場していない場合は 1 株当り純資産額は、当行により直近決算期末発行済普通株式数を適切に調整することにより調整される。

#### （ロ）転換価額の修正

転換価額は、平成 15 年 8 月 1 日以降平成 22 年 8 月 1 日までの毎年 8 月 1 日（以下それぞれ「転換価額修正日」という。）に、当該転換価額修正日現在の時価に修正される。但し、当該時価が下限転換価額を下回る場合は、修正後転換価額は下限転換価額とする。なお、下限転換価額は、普通株式の併合又は分割が行われた場合には、当該併合又は分割前の下限転換価額を普通株式 1 株の併合又は分割後の株数で除した価額に調整される。

「転換価額修正日現在の時価」とは、普通株式が各転換価額修正日に先立つ 4 5 取引日目の時点で上場している場合は、各転換価額修正日に先立つ 4 5 取引日目に始まる 30 取引日の取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含

む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、また各転換価額修正日に上場していない場合は14-(2)-(イ)に定める算式による当該直近決算期末における1株当たり純資産額とする。その計算は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記45取引日(上場していない場合は直近決算期末翌日から転換価額修正日。)の間に、下記(ハ)に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、上記の時価は、上場している場合は(ハ)に準じて調整され、上場していない場合は14-(2)-(イ)に定める算式による当該直近決算期末発行済普通株式数を当行により適切に調整することにより調整される。

- (ハ) 転換価額の調整 (a) 本優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、転換価額を次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)により調整する。但し、当該調整にかかわらず、転換価額は普通株式の額面全額又は下限転換価額のいずれか高い金額を下回らないものとする。なお、下限転換価額は、普通株式の併合又は分割が行われた場合には、当該併合又は分割前の下限転換価額を普通株式1株の併合又は分割後の株数で除した価額に調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新規発行の普通株式数} \times \text{1株当りの払込金額}}{\text{1株当りの時価}}}{\text{既発行の普通株式数} + \text{新規発行の普通株式数}}$$

転換価額調整式の計算については、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わない。ただし、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額から当該差額を差引いた額を使用する。

転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をも

って普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、または株主割当日がある場合はその翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、株式の分割の為の株主割当日がある場合はその日の翌日以降、また、株式の分割の為の株主割当日がない場合は商法第220条にて準用する商法第215条第1項に規定された一定の期間満了の日の翌日以降、これを適用する。

但し、配当可能利益から資本に組み入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議をする場合で、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割の為の株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

転換価額調整式に使用する時価を下回る転換、行使価額をもって普通株式に転換または新株引受権を行使できる証券を発行する場合

調整後の転換価額は、その証券の発行日に、または株主割当日がある場合はその日の終りに、発行される証券の全額が適用ある転換価額で転換またはすべての新株引受権が適用ある行使価額で行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降又はその割当日の翌日以降これを適用する。

(b) 上記(a) ないし に掲げた事由によるほか、次の場合は、当行は、転換価額の調整を適切に行う。

株式の併合、資本の減少、商法第373条に定められた新設分割または商法第374条ノ16に定められた吸収分割、利益または資本準備金をもってする株式の消却または合併のために転換価額の調整を必要とする場合。

上記 のほか、当行の普通株式数に変更または変更の

可能性を生じる事由の発生によって転換価額の調整を必要とする場合。

上記(a) に定める証券の転換請求期間もしくは新株引受権行使請求期間が終了した場合。ただし、その証券の全額が普通株式に転換もしくは付与された新株引受権の全部が行使された場合を除く。

転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価が他方の事由によって修正されているとみなされる場合。

(c) 転換価額調整式に使用する1株当たり時価は、調整後転換価額を適用する日(但し、上記(ハ)(a) 但し書きの場合には株主割当日。)に先立つ45取引日目時点で普通株式が上場している場合は当該45取引日目に始まる30取引日の取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、調整後転換価額を適用する日に上場していない場合は、 $14 - (2) - (1)$ に定める算式による当該直近決算期末における1株当たりの純資産額とする。その計算は、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお上場していない場合で直近決算期末翌日から転換価額調整日までの間に、上記(ハ)に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、 $14 - (2) - (1)$ に定める算式による直近決算期末発行済普通株式数を当行により適切に調整することにより1株当たり純資産額は調整される。

(d) 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は株主割当日がある場合はその日の、また、株主割当日がない場合は次に定める日における当行の発行済普通株式数とする。

株式の分割を行う場合には、商法第220条にて準用する商法第215条第1項に規定された一定の期間満了の日

その他の場合には、調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日

(e)転換価額調整式で使用する1株当りの払込金額とは、下記ないし の金額とする。

上記(a) の時価を下回る払込金額をもって当行の普通株式を発行する場合には、当該払込金額(金銭以外の財産による払込の場合には当行が適正と判断する評価額。)とする。

上記(a) の株式分割により当行の普通株式を発行する場合には0円とする。

上記(a) の時価を下回る価額をもって当行の普通株式に転換できる証券または当行の普通株式に係る新株引受権を付与された証券を発行する場合には、転換証券の転換価額または新株引受権の行使価額とする。

(3) 転換により発行すべき普通株式数

本優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次の通りとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{本優先株主が転換請求のために提出した本優先株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$$

転換により発行すべき普通株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(4) 転換により発行する株式の内容

株式会社関西さわやか銀行額面普通株式(現在1株の額面金額50,000円)

(5) 転換の効力発生

転換の効力は、転換請求に要する書類及び本優先株式の株券が転換請求受付場所に到達したときに発生する。但し、本優先株式の株券が発行されていないときは、株券の提出を要しない。

(6) 普通株式への

一 斉 転 換

平成 23 年 3 月 30 日までに転換請求のなかった本優先株式は、平成 23 年 3 月 31 日（以下「一斉転換日」という。）をもって、本優先株式 1 株の払込金相当額を一斉転換日に先立つ 4 5 取引日時点で普通株式が上場している場合は当該 4 5 取引日目に始まる 3 0 取引日の取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）また、平成 23 年 3 月 31 日において上場していない場合は 14 - (2) - (イ)に定める算式による直近決算期末（平成 22 年 3 月 31 日）における 1 株当たり純資産額で除して得られる数の普通株式となる。

なお上記 45 取引日の間に上記 14 - (2) (ハ)に定める転換価額の調整事由が生じた場合は 14 - (2) (ハ)に準じて平均値は調整される。また、上場していない場合で平成 22 年 4 月 1 日以降平成 23 年 3 月 30 日までの間に上記 14 (2)

(ハ)に定める事由が発生した場合、当行は 14 - (2) - (イ)に定める直近決算期末発行済普通株式数につき適切な調整を行うことにより、1 株当たり純資産額の調整を行う。

当該計算にあたっては、円単位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。

但し、この場合当該平均値又は 1 株当たり純資産額が普通株式の額面金額又は下限転換価額のいずれか高い金額を下回るときは、本優先株式 1 株の払込金相当額を当該いずれか高い金額で除して得られる数の普通株式となる。なお、下限転換価額は、普通株式の併合又は分割が行われた場合には、当該併合又は分割前の下限転換価額を普通株式 1 株の併合又は分割後の株数で除した価額に調整される。

上記の普通株式数の算出にあたって、1 株に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じて、これを取り扱う。

(7) 期 中 転 換 又 は  
一 斉 転 換 が あ っ た  
場 合 の 取 扱 い

本優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求が 4 月 1 日から 9 月 3 0 日までになされたときは 4 月 1 日に、1 0 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までになされたときまたは一斉転換のあったときは 1 0 月 1 日に、それぞれ転換があったものとみな

してこれを支払う。

- (8) その他 本優先株式の普通株式への円滑な転換をはかるため当行は必要に応じて適切な規定を設ける。
15. 残余財産の分配 当行は残余財産の分配をするときは、本優先株式に対し普通株式に先立ち本優先株式1株につき200,000円を支払う。本優先株主に対しては、上記200,000円のほか残余財産の分配を行わない。
16. 消 却 当行は、いつでも本優先株式を買入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。但し、金融庁の事前承認を条件とする。
17. 議 決 権 本優先株主は、法令に別段の定めある場合を除くほか、当行株主総会において議決権を有しない。
18. 新株引受権等 当行は、法令に別段の定めある場合を除くほか、本優先株式について株式の併合または分割を行わない。本優先株主に対し、新株の引受権または転換社債もしくは新株引受権付社債の引受権を与えない。
19. 上記各条項については、「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」に基づく金融庁の承認、並びに各種の法令に基づく届出、許認可の効力発生を条件とする。

以 上

## 期限付劣後債の発行要項

- |                   |   |
|-------------------|---|
| 1. 名 称            | 株式会社関西さわやか銀行第一回期限前償還条項付無担保社債<br>(劣後特約付)   |
| 2. 社 債 総 額        | 4,000,000,000円  |
| 3. 各社債の金額         | 1億円の1種類   |
| 4. 社債券の形式         | 無記名式利札なしに限る   |
| 5. 利 率            | <p>本社債の利率は、第13項の規定に基づき定められるロンドン銀行間市場における6ヶ月ユーロ円Liborに以下の上乗せ金利(以下スプレッドという)を各期間毎にそれぞれ加算したものとす。</p> <p>平成13年3月31日から平成18年3月31日まで 1.87%</p> <p>平成18年4月1日から平成23年3月31日まで 2.37%</p>   |
| 6. 発 行 価 額        | 額面100円につき金100円  |
| 7. 償 還 価 額        | 額面100円につき金100円  |
| 8. 払 込 期 日        | 平成13年3月30日(金曜日)   |
| 9. 償還の方法及び<br>期 限 | <p>(1)本社債の元金は、平成23年3月31日にその総額を償還する。</p> <p>(2)本社債の元金は、その全部又は一部を金融庁の事前承認を得た上で、平成18年3月31日又はそれ以降の各利息支払期日に第7項の償還価額で期限前償還することができる。この場合、当行は期限前償還日の少なくとも20日前に必要な事項を公告その他の方法で社債権者に通知する。</p> <p>(3)本社債の償還日が東京における銀行休業日にあたる時は、その翌銀行営業日にこれを繰り下げる。ただし繰り下げた日が償還日の属する月の翌月になる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(4)本社債の買入消却は、発行日の翌日以降、金融庁の承認を</p> |

得た上でこれを行うことができる。

(5) 本社債の償還については、本項第(1)号乃至第(4)号のほか、第18項に定める劣後特約に従う。

## 10. 利息支払の方法 及び期限

(1) 本社債の利息は発行日の翌日から償還日までこれをつけ、平成13年9月28日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月31日及び9月30日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。

(2) 支払期日が東京における銀行休業日にあたる時は、その翌銀行営業日にこれを繰り下げる。ただし、繰り下げた日が支払期日の属する月の翌月になる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

(3) 本社債の利息を計算するときは、各社債の額面金額に第5項に基づき決定される利率を乗じて得られる金額に当該利息計算期間の実日数を分子として360を分母とする分数を乗じることによりこれを計算し、円単位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。

(4) 償還期日後には、本社債には利息をつけない。

(5) 本社債の利息の支払については、本項のほか第18項に定める劣後特約に従う。

## 11. 利息の繰延

(1) 各支払期日の直前の当行の定時株主総会で法令に従い承認または報告された当行の貸借対照表において、配当可能利益がない場合には、下記の期日のうちいずれか早く到来する日まで繰り延べることができる。本号において「配当可能利益」とは、商法、銀行法及び当行が適用を受ける行政上の規制に従って利益の配当に供しうる額を意味する。

(イ) その後の定時株主総会で承認または報告された当行の貸借対照表において配当可能利益が生じた後最初に到来する支払期日。

(ロ) 本社債の全部または一部が第9項の定めに従って償還される日。

(2) 銀行法第14条の2に基づき定められた当行が最低限維持すべき銀行の自己資本の基準値または銀行及びその子会社等の自己資本の基準値(以下合わせて基準値という。)に関して、当該支払期日の直前に公表された当行の自己資本比率または当行及びその子会社等の自己資本比率がそれぞれの基準

値の50パーセント未満である場合には、以下の期日のうちいずれか早く到来する日まで繰り延べることができる。

(イ)その後公表された当行の自己資本比率ならびに当行及びその子会社等の自己資本比率がそれぞれ基準値の50パーセント以上となった後最初に到来する支払期日。

(ロ)本社債の全部または一部が第9項の定めに従って償還される日。

(3)繰延利息に対しては付利しないものとする。

## 12. 元利金の支払

本社債の元利金は、当行がその支払時に支払能力を有し、かつ支払後においても支払能力を有している場合に限り、支払をすることができるものとする。当該支払日においてかかる条件が満たされなかったために支払わなかった利息の支払いは、第11項の規定に従い繰延べられるものとする。「支払能力を有する」とは、破産法上支払不能ではなく、かつ、当行の定時株主総会において法令に従い承認または報告された当行の貸借対照表上、資産の部の合計金額が負債の部の合計金額（但し、第18項6）に定義する上位債権者以外の者に対する債務の額を控除するものとする。）を超えていることをいう。但し、本項の目的上、資産の部の合計金額及び負債の部の合計金額は、いずれも当行の代表取締役、監査役又は管財人の決定に従い、偶発債務及び後発事象を考慮して調整されるものとする。

## 13. 各利息計算期間の適用利率の決定

(1)第5項の規定に基づき決定される本社債の利率は、発行日の翌日から第1回目の利息支払期日（以下支払期日という。）まで及び支払期日の翌日から次回の支払期日までの各期間の利息計算期間とし、各利息計算期間の開始直前の支払期日（初回の利息計算期間の場合は発行日。）の2日前（ロンドンにおける銀行休業日はこれに参入しない。以下利率基準日という。）のロンドン時間午前11時現在のテレレート3750頁（円預金の英国銀行協会利息決済レートを表示するブリッジインフォメーションシステムズの3750頁をいい、以下テレレート3750頁という。）に表示されるロンドン銀行間市場における円の6ヶ月預金のオファード・レート（以下6ヶ月ユーロ円Liborという。）に第5項に定める所定のスプレッドを加算したものとし、各利率基準日の翌日（東京における銀行休業日にあたる場合は、その翌日。以

下利率決定日という。)に当行がこれを決定する。

- (2)利率基準日に、6ヶ月ユーロ円Liborがテレレート3750頁に掲載されない場合もしくはテレレート3750頁が利用不能となった場合には、当行は利率決定日に利率照会銀行(ロンドン銀行市場間における主要銀行であって当行が指定する銀行4行をいい、以下利率照会行という。)の東京の主たる店舗に対し、利率基準日の午前11時(ロンドン時間)現在の6ヶ月ユーロ円Liborの提示を求め、その平均値(算術平均値を算出したうえ、小数点以下第6位を四捨五入する。)を当該利息計算期間に適用される6ヶ月ユーロ円Liborとする。
- (3)本項(2)の場合で、当行に6ヶ月ユーロ円Liborを提示した利率照会行が2行以上ではあるがすべてではない場合、当該利息計算期間に適用される6ヶ月ユーロ円Liborは、当該利率照会銀行の6ヶ月ユーロ円Liborの平均値(算術平均値を算出したうえ、小数点以下第6位を四捨五入する。)とする。
- (4)本項(2)の場合で、当行に6ヶ月ユーロ円Liborを提示した利率照会行が2行に満たない場合、当行は当行が指定する東京における主要銀行4行に対し、利率決定日の日本時間午前11時現在の期間6ヶ月の対銀行円建貸出金利の提示を求め、その平均値(算術平均値を算出したうえ、小数点以下第6位を四捨五入する。)を当該利息計算期間に適用される6ヶ月ユーロ円Liborとする。但し、当該銀行のいずれかがかかる貸出金利を提示しなかった場合には、当該利息計算期間に適用される6ヶ月ユーロ円Liborは、当該利率基準日が属する利息計算期間に使用された6ヶ月ユーロ円Liborと同率とする。
- (5)当行は、当該利息金額の算出に使用した6か月ユーロ円Liborならびに利率及び実日数等必要な事項を公告その他の方法で社債権者に通知する。

14. 物上担保・保証  
の 有 無

本社債には物上担保ならびに保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。

15. 社債管理会社の  
の 不 設 置

本社債には、商法第297条但し書に基づき、社債管理会社は設置しない。

16. 財務上の特約                      本社債には、一切の財務上の特約を付さない。
17. 期限の利益喪失  
    に関する特約                      (1) 本社債の社債権者は、本社債の元利金の支払につき、期限の利益を喪失させることはできない。  
  (2) 本社債の社債権者集会では、商法第334条に定める決議を行うことができない。
18. 劣後特約                      (1) 破産の場合  
  本要項に定められた元利金の弁済期限以前において、当行について破産宣告決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。  
  (停止条件)  
  その破産手続の最後の配当のための配当表(更生された場合は、更生後のもの)に記載された配当に加うべき債権のうち、本社債に基づく債権及び本項(1)乃至(4)と実質的に同じ条件を付された債権を除くすべての債権が、各中間配当、最後の配当及び追加配当によって、その債権額につき全額の満足(配当、供託を含む。)を受けたこと。  
  (2) 会社更生の場合  
  本要項に定められた元利金の弁済期限以前において、当行について会社更生手続開始の決定がなされ、かつ会社更生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。  
  (停止条件)  
  当行について更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された債権のうち、本債権に基づく債権及び本項(1)乃至(4)と実質的に同じ条件が付された債権を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。  
  (3) 民事再生の場合  
  本要項に定められた元利金の弁済期限以前において、当行について民事再生手続開始の決定がなされ、かつ民事再生手続が継続している場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、以下の条件が成就したときに発生する。但

し、簡易再生及び同意再生の場合は除く。

(停止条件)

当行について民事再生計画認可の決定が確定したときにおける民事再生計画に記載された債権のうち、本債権に基づく債権及び本項(1)乃至(4)と実質的に同じ条件が付された債権(但し、本項(3)を除き本項と同一の条件を付された債権は、本項(1)乃至(4)と同一の条件を付された債権とみなす。)を除くすべての債権が、その確定した債権額について全額の弁済を受けたこと。

(4)日本法以外による倒産手続の場合

当行について、日本法によらない破産手続、会社更生手続、民事再生手続又はこれに準じて行われる場合、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は、その手続において本項(1)乃至(3)に記載の条件が成就したときに、その手続上発生するものとする。但し、その手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は当該条件にかかることなく発生する。

(5)上位債権者に対する不利益変更の制限

本要項の各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更してはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、又いかなる者に対しても効力を生じない。

(6)上位債権者

本項において上位債権者とは、当行に対し、本社債及び本項(1)乃至(4)と実質的に同じ条件を付された債権を除く債権を有するすべての者をいう。

(7)本要項に反する支払

本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が、本項(1)乃至(4)に従って発生していないにもかかわらず、その元利金の全部又は一部が社債権者に支払われた場合には、その支払は無効とし、社債権者はその受領した元利金をただちに当行に返還する。

(8)相殺禁止

本社債に基づく元利金の支払請求権の効力が、本項(1)乃至(4)に従ってそれぞれ定められた条件が成就したときに発生するものとされる場合、当該条件が成就するまでの間は、本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺の対象とするこ

とはできない。

19. 社債券の喪失、  
毀損等の取扱い

- (1) 本社債の社債券を喪失した者が、その種類、記番号、喪失の事由その他必要事項を当行に届け出て、かつ、公示催告の手續をし、除権判決の謄本を添えて代わり社債券の交付を請求したときは、当行は、これに対して代り社債券を交付することができる。
- (2) 本社債の社債券を毀損または汚染したものについて代わり社債券の交付請求があったときは、当行は、その毀損または汚染社債券と引き換えに代わり社債券を交付することができる。ただし、毀損の程度が大きいとき、または真偽の鑑別が困難なときは、前号に準ずる。
- (3) 本項第(1)号または第(2)号により代わり社債券を交付する場合、当行は、社債券各通について手数料としてこれに要した実費（印紙税を含む。）を徴収する。本社債の登録を抹消し、社債券を交付する場合も同様とする。

20. 公 告 の 方 法

本社債に関して社債権者に通知する場合の公告は、法令に別段に定めがある場合を除いては、当行の定款所定の新聞紙に掲載する。

21. 社債要項の公示

当行は、その本店に本要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

22. 社債要項の変更

本要項に定められた事項（但し、第18項(5)の規定に反しない範囲で、第25項を除く。）の変更は、法令に定めがある場合を除き、裁判所の許可を受けたうえ、社債権者集会の決議を要するものとし、さらに、当該決議に係る裁判所の認可を必要とする。この場合、社債権者集会の決議録は本要領と一体をなすものとする。

23. 社債権者集会

- (1) 本社債の社債権者集会は、当行がこれを招集するものとし、会日より少なくとも3週間前までに社債権者集会を開く旨及び会議の目的たる事項を公告する。
- (2) 本社債の社債権者集会は大阪府においてこれを行う。
- (3) 本社債の総額の10分の1以上にあたる社債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当

行に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。

24. 登 録 機 関 株式会社関西さわやか銀行
25. 元利金支払事務取扱者 株式会社関西さわやか銀行 本店  
及び元利金支払場所
26. 募 集 の 方 法 整理回収機構による直接全額引受による。
27. 格付 取得しない。
28. 上記各条項については、各種法令に基づく届出、許認可の効力発生を条件とする。

以 上

「経営の健全化のための計画」の中で使われております主な用語の意味は以下の通りであります。

## 用語解説

### リミテッド・パートナーシップ (Limited Partnership; LPs)

パートナーシップとは、「営利を目的に共同所有者として事業を継続して営む二名以上の団体」であり、ジェネラル・パートナーシップとリミテッド・パートナーシップとに分類される。リミテッド・パートナーシップとは、業務を執行し、かつ人的責任を負う無限責任の一名以上のジェネラル・パートナーと、業務執行に関与しない一名以上のリミテッド・パートナーにより組成される。

パートナーシップは、統一パートナーシップ法では単なる構成員の集合体としてみなされるが、実体上は、法的主体となりうる。

### ジェネラル・パートナー (General Partner; GP)

ジェネラル・パートナーは、パートナーシップの債務について直接的に無限責任を負う。通常は、パートナーシップの業務遂行に関する運営管理等に自ら参加しており、現金、現物による拠出のほかに労務による拠出も認められる。

### リミテッド・パートナー (Limited Partner; LP)

リミテッド・パートナーのパートナーシップの債務についての責任は、パートナーシップに対する自らの拠出額に限定される。パートナーシップに対する拠出は、現金その他の財産に限定され、労務による拠出は認められない。

リミテッド・パートナーもパートナーシップの事業の遂行に一定の範囲内で参加できるが、運営管理等その範囲がジェネラル・パートナーと相違しなくなると、無限責任となる可能性がある。

### リミテッド・ライアビリティ・カンパニー (Limited Liability Company; LLC)

リミテッド・ライアビリティ・カンパニー (LLC、有限責任組合) は、構成員の全員が有限責任である法行為能力を有する非法人であり、各州の LLC 法の規定により組成・運営される。有限責任という法人の有利性とパートナーシップとしての課税という税務上の有利性を兼ね備える。

ファンドの組成にあたって、プライベート・エクイティ会社あるいは投資銀行は、LLC を設立し、その LLC をファンドの GP とすることで、GP の無限責任が本体へ直接影響を及ぼすリスクを回避する。